

平成20年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年3月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

5番 児玉敬二	6番 松永涉
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 成谷 洋子
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局主任 加 納 一 郎

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 1 号から議案第 4 0 号まで

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（三木康弘君） ただいまの出席議員数は21名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（三木康弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず、1番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

○1番（森本節弘君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、1番志政クラブ森本節弘、一般質問を行いたいと思います。

今回の第1の質問は、これまでに19年9月と12月議会で2回ほどさせていただきました社会資本の老朽化対策についてということで質問させていただきたいと思います。それが1点目でございます。今回で3回目になりますので、よろしく願い申し上げます。

また、2つ目は、ここ最近、特に国、県を挙げて取り組むようになってきた国民、また市民の健康維持対策についてということで、市当局がどのような対策や考えがあるかをお聞きしたいと思います。

まず、質問に入る前に、日本の国の現在の借金なんですが、日本国全体で約836兆円という莫大な借金がございます。国民1人あたりに換算すると656万円にもなるそうでございます。ゼロ歳児から寝たきりの老人まで、1人当たりの金額足しまして836兆円、見たこともないような大変な金額でございます。一口に借金と申すのですが、これはほかならぬ私たち国民に対しての借金であって、持つ人も持たない人も知らず知らずさせられた借金でございます。外国の人々に対しての借金ではないのでございます。

それで、なぜその代価である国民に対する利子とも言えるような国民サービスを三位一体という政策の中で、県や市町村、自治体が交付税の減額ということで国は対応しようとしております。国民に公共サービスという形の利子を払うことが国や県、市町村の行政責

任ではないでしょうか。

ただ、そういいましても、そう簡単に解決できる問題ではないのが現実です。また、地方交付税を減額されてやっていける自治体がどれだけあるのでしょうか。ないに等しいのが現実だと思います。

全国では、ほとんどの自治体が阿波市と同じ環境に置かれ、住民サービスの低下を招き、苦しんでいるのが現実です。となれば、私たちはどのようにして住民サービスを守っていくか、どういうふう守っていくかということを考えなければなりません。

今回、平成20年度の予算を見ましても、増大するのは民生費である福祉費や医療費ばかりで、教育費にしても、農林水産業、また投資的経費の土木費等をてきめんに減額予算として計上されています。それも現実今の社会事情では、何とか乗り切らなければならないということは、私たちが一番理解しなければならないことかもしれません。やらなければならないことなのです。ならば、先人が残してくれた財産を本当に大切に使い、また残していき、社会資本の維持、長寿命化を考えることがはるかに経済的な効果が上がる施策であり、打ち出さなければならない方法なのではないでしょうか。

その中で、次の世代の人たちに受け継がなければならない立派なものを政策としてひねり出すのも私たちの仕事、また考えになると思います。

常々私が市民の皆さんから聞く要望は、やはり道路の舗装の陥没、側溝のへドロが流れない、カーブミラーや外灯の設置、また側溝のふたが壊れて自転車で落ちたとか、そういうふうな多くの市民の方々、やはり自分の身の回りの身近な不便さの陳情にやっつけられます。そして、先段の松永議員の市民の要望のときの回答のように、たくさんのそういうふうな身近な陳情が出されております。やはり少ない経費で市民の生活に支障を来さないようにするには、今現在ある社会資本の維持と管理を優先させる、その上で新しいものを考えてつくっていくべきだと思います。

特に、交通手段でもあり、排水上の手段でもある道路の老朽化対策、長寿命化対策をしっかりやるべきであると思うわけです。もちろん学校や公共施設の耐震等も並行してやっていく必要がございます。

少し余談にはなるんですが、源平合戦で敦盛の演目の中に熊谷次郎直実、源氏の武将でございますが、この敦盛、平清盛のおいでございます。その人を討つわけですね。後で悔い改めて出家するわけなんですが、そのときに人間五十年、皆さんご存じだと思いますが、「人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢まぼろしのごとくなり」という人間五十年

という節を読んで、演目を踊っております。この人間五十年というのは、織田信長の信長公記でもうたわれたうたでございまして、信長が桶狭間の戦いの前夜、今川義元軍の三河侵攻を聞き、清洲城の信長は、まずほら貝を吹かせた上で、太刀をつけ、立ったまま湯漬けを食し、敦盛のこの一節を舞ったそうでございます。

人間の世界は、この演目である人間五十年から申しますと約50年が周期であるとうたっております。人間の命もそうであるし、いろいろなものもそうであろうと思います。

ちなみに、仏の世界では六欲天というか、無欲天という世界が、6つの世界があるそうで、人間の世界の上の世界に下天という世界がございまして。「下の天」と書くんですが、その世界は住民、その世界の住民の天命は500年だそうでございます。500年のうちのその住民の一昼夜が50年なんで、50年掛ける500年ということは2,500年という長い時間だそうです。その上のもう一つ上に五位、第五位の下天がございまして。これは「分ける天」と書きたいんですが、ここは一昼夜が人間界の800年、天命が8,000歳まで生きるそうでございます。掛けますと、この世界は640万歳まで生きるそうなんですが、私どもは50年でございます。要するに、私たち人間界は50年もすると、どんどん悪いことや不都合なことがふえてくるということだと思います。

以前にも申しましたように、人間も50年を過ぎると、どうも病気とか、いろいろな問題が多く出てきまして、物にしても、特にコンクリートや鉄、以前に仮設橋を施工している国行4号橋、あの橋も50年以上前、60年ぐらいの橋だと聞きます。そして、日本の中には50年以上たった橋等が、2,900橋ぐらいの橋があったそうでございます。やはり耐用年数を過ぎると、傷みが激しい中で、どのようにこれを温存していくか、そういうことが今私たちに求められていく政策じゃなかろうかと思います。

大きな仕事もいいんですが、そういうちょっと陰に隠れたところで実際に大きな事故が起ころうとしていました。

ちょっと前置き長くなりましたが、そこで今回の質問なんですが、通告にもあるように、老朽化対策ということで、第1の道路、河川、施設等における長寿命化、延命化に関して基本的な対策をどう考えているか。特に道路の方でお聞きしたいと思います。

それと、2の道路、橋梁、ここは特に橋梁部分、この間国行4号橋のその後の現在の状況もお聞きしたいと思います。

そして、3つ目なんですが、施工した、完成時の品質の検査体制をどういうふうにやっていくか。ちょっと前段でも何回か聞いているんですが、もう一度、再度こういうことに

ついてお伺いしたいと思います。

建設部長、よろしく。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） おはようございます。

1 番森本議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

社会資本の老朽化対策について、そのうち道路、河川等の施設における長寿命化、延命化に関し基本的対策をどう考えているかのご質問でございますが、市内におきます道路の状況につきまして、まず申し上げます。

国道が1路線ございまして、延長が13.3キロメートルでございます。県道が13路線、132.6キロメートル、市道が2,669路線で1,018キロメートル余りでございます。その市道に関しましては、改良延長が636キロメートル、改良率が62.5%でございます。舗装延長につきましては903キロメートルとなっております。

道路の整備につきましては、高度成長期から建設がされ、集中的に補修等が必要となる時期を迎えております。さらに、交通量の増加や大型化によりまして、舗装、側溝ぶた等の老朽化が拍車をかけております。

また、道路構造物の耐用年数につきましてご説明申し上げます。

特に、橋梁につきまして、保全技術センターというところで研究された文献がございまして、3つのパターンがございまして、

1つが従来型設計で十分な管理がしていない場合。その場合には、おおむね30年程度。

それから、従来型設計の中で、とりあえず維持管理をしておる場合、その場合の60年程度、耐用年数があるのでないかというふうな考え方でございます。

それから、耐久性設計をして、なおかつ維持管理をした場合、この場合には120年程度いけるのでないかと、そういうふうな文献もございまして、

それと、舗装でございますが、アスファルト舗装につきましては、一般的には10年間いける、耐用年数があるのでないかと。それから、簡易舗装、この場合には約5年程度しか耐用年数がないのでないかというふうな報告がなされておるところでございます。

今後の道路の維持管理につきましては、路線の重要性、交通量等を考慮しながら、計画的に実施しなければならないと考えております。

限られた予算を有効に活用できるよう実施をしてみたいと、そのように考えており

ます。

構造物の寿命につきましては、検査に合格しても、品質によりまして耐久性、寿命に大きな差が出てくると考えられます。工事に関しまして、今まで以上に品質管理に努めてまいりたいと、そう思います。

なお、従来の側溝は、既製品のコンクリートぶたを利用しているため、車両の通行により損傷が起きやすく、現在は側溝の上部だけを現場打ちのコンクリート及びグレーチングを設置する工法を採用しております。長寿命化を図っておるところでございます。

次に、道路・橋梁等予防保全の計画的な実施等、戦略的な維持管理をどのように考えているかのご質問でございますが、阿波市内におきましては、高度成長期から多くの道路、橋梁が建設されております。今後集中的に大規模な補修やかけかえが必要となる、そういう時期を迎えることとなっております。損傷状況等を的確に把握いたしまして、予防的な補修工事を計画的に実施することによりまして、長寿命化を図りたい、そのように考えております。

また、主要道路におきましては、耐震化も必要と考えております。国土交通省では、この長寿命化に向けた設計策定事業が創設をされております。2分の1の補助が平成19年度から平成25年まで7年間支援をしていただけるということになっております。

阿波市におきましては、614橋の橋梁がございますが、そのうち平成20年度予算におきまして、とりあえず、橋長が15メートル以上の橋梁109橋の点検調査を実施してまいりたいと考えております。当初予算に1,300万円を計上をいたしております。

橋梁点検の調査項目につきましては、橋梁鋼材部の腐食状況、亀裂の有無、ボルトの脱落の有無、破断の状況、コンクリート橋におきましては、ひび割れ、漏水、遊離石灰の発生状況、鉄筋の露出の有無、床板のひび割れの発生状況、橋梁路面での凹凸、下部工の変異等について、目視により基本として調査を予定をいたしております。

この点検結果をもとにいたしまして、平成21年度には橋梁長寿命化修繕計画書を作成していきたい、そのように考えております。適切な補修工事の選定と修繕等、早期対応によりまして長もちをさせて、コストの削減が図られると考えております。今後とも維持管理に努めてまいりたい、そのように考えております。

それと、先般崩落をいたしました橋梁のその後の状況でございますが、2月14日に入札を執行いたしました。それで、今現在、除却工事、それから仮橋の建設をしていただいておりますが、今月中にもその工事が完成をいたしまして、取り残されております作業車

を回収する予定となっております。

それから、3番目の質問でございますが、公共工事完成時の品質管理等の検査体制は整っているかというご質問でございますが、阿波市における現在の検査体制の状況につきましては、発注各課によりまして、担当部長が検査員を指名して実施をいたしております。

同一基準で検査は実施しておりますが、各課によっては検査員が違うことなど、検査員としての研修等、十分に実施されていないこともあります。公平公正な検査や工事成績評定に一部支障を来していることもあると考えております。

公共工事の品質確保に向けた取り組みとしては、現在コンサルからの施行管理業務の技術員の派遣によりまして、職員及び請負業者の指導、育成を図っているところでございます。

平成20年度からは、これより一層の品質確保に向けた取り組みの一つといたしまして、4月以降に専門の検査員を配置するよう、今議会において行政組織の見直しによる条例改正案を提案をいたしております。

竣工検査における工事成績評定につきましては、現在請負額が500万円以上の工事において実施をいたしておりますが、この金額を下げる方向で検討委員会の方で検討をいたしております。

また、この工事成績評定の評価点数につきましては、将来の総合評価落札方式の入札にも反映できるよう、データベース化も検討課題として研究してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 森本節弘君。

○1番（森本節弘君） 109橋の1、300万円の調査費が今回また上がっております。あと640橋強あったと思うのですが、残りの部分の計画と、21年以降になるというふうなことも新聞でも書かれていますけれども、その橋の調査して、どういうふうな施工、また補修していくのか、それをもう一度聞きたいのと、実は今回、さっきも前段で申しましたように、道路の苦情が多いのは、今の現況の市道がほとんどです。それも小さい軽微なものがほとんどなのですが、いつも管理課の方へお願いしても、予算立てがないし、今回の橋が落ちたときも一緒なのですが、管理ができてない道路、瑕疵ができてないので、管理もできてない道路がもっとあるんじゃないかなと、河川に対しても。できれば、この2点目は、以前にも質問したときの道路台帳をつくって、その部分で管理できな



いかということで、一応やっぱり計画するにも調査っていう部分の道路の、市道の道路の調査費なんかをつけて、また調べていけばどうかなと思うのですが、そういうところももう一つ聞いてみたいと思います。

それと、再度確認したいのは検査室なのですが、19年9月では、副市長が一応検査室の方は、考えるのですが、今現在、その当時の担当部署で検査員、また現場監督、主任監督員で検査をやっていくと。いずれその状態で当分の間、様子を見るということだったんです。今度、専門の検査官を置いてやっていかれるということで、条例改正も出ているようなのですが、それも、防災対策課に置くとかおっしゃっていますが、契約とか、用地取得とかという部分を一つの課にまとめた方がいいのではないかと思います。そういう点はどうでしょうか。橋の後、残りの耐震化の計画と、あと道路の道路台帳をつくるように調査費をつけて、どういうふうに、優先順位をつけながら調査していく。それと、検査室を設ける場所、部署なんです。実際言うて、検査だけなのか、ほかの部も一緒に考えた中で検査室を設けるのか、その3点、もう一度聞きたいのですが。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 森本議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、平成20年度に調査をする、あとどうするのかというご質問であったと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、長寿命化計画、これは平成21年度に計画をいたしたいと、そのように考えております。調査をし、長寿命化計画を立てて、その次に修繕という形になると思うのですが、できれば年度をなくしてでも、早期にそういう年次計画の中で、早急にその調査、または修繕をしていきたいと、そのように考えております。

2番目の道路台帳等に管理をしてはということなんです。現在、平成19年度、平成20年度事業で管理課におきまして、これまでできていなかったものの道路台帳の整備を行っております。それが来年の3月には完成するわけでございますが、その中で一括管理をしていきたい。順次計画または修繕計画、それから修繕という形で対応していきたい。できるだけ早期に、すべてのそういう状況の中で修繕ができるようにということで考えております。

検査体制につきましては、総務部長の方から説明をさせていただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 森本議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど吉岡部長の方からお話はしたとおりでございますが、まずこの4月から、今考えておりますのは、防災対策課の中でそういった入札、契約、検査体制を20年度から初めて取り組んでいこうということで、議員からお話がありました、その用地も一緒にしたらどうかということですが、まず今申し上げましたような体制で取り組んでいて、お話がありました用地についても、今後検討課題として各課と協議して、できるものであれば、そういった体制がいいと思うのですが、検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（三木康弘君） 森本節弘君。

○1番（森本節弘君） 何度も言うのはなぜかという、国交省の方、今度国土計画の中でいろいろな補助金が出ると思います。道路とか、そういう部分で、地方の方に。そういうところで、早目に調査をしていて、箇所を決めて予算づけしてもらえるように陳情っていうことで、そういうふうな補助金が出るから、すぐにつくるっていうことはなかなか難しいので、ある程度市内の状況を判断して、優先順位をつけた中で、そういうふうな国の制度が出たときには、すぐに出せるようなとか、前もって何年かかかると思っていますので、そういうふうな部分でも必要でないかなと思うので、質問をさせていただきました。

それと、今回ちょっと調べてみたんですが、これ答えはいいんですけども、ちょっと近隣の3町、今回の20年度予算の中で、一般予算の方じゃなくて、投資的経費の方をちょっと比べてみたのです。この投資的経費なのですが、まず阿波市の場合、19年度は約47億300万円ほどございました。これはほとんど、今回65%ぐらいの減だったのですが、ほとんどがケーブル事業ということで説明をいただいております。今回が約16億5,553万円、去年に対して64.8%の減っていうことで、そのうちの普通建設事業費で、補助事業が3億7,360万円、それと市の単独事業で12億7,544万円、この中にいろんな部分、管理もいろんな分で入ってくると思うのですが、普通建設費が、もうあと何百万円かの差はあるのですが、ほぼ投資的経費と普通建設業費がイコールになるような感じで予算が組まれております。補助事業が3億7,360万円と単独事業が12億7,544万円、これ阿波市の投資的経費なのですが、隣の美馬市とを比較させていただきますと、今回美馬市の方が、今回も最終年度でケーブルだと思んですが、情報化基盤整備事業として、それがふえてるようなので、36億1,732万円ほど美馬市の方は出ています。今回、その全体が62.6%ほど美馬市の方は上がってしまっていて、その内訳なんですけど、普通建設事業費として補助事業が7億5,196万円、単独が28億3,0

35万円、補助事業に関しては約54.1%の増、単独事業に関して65.3%の増、災害復旧で3,500万円ぐらいの予算を組まれてるようです。全体では36億1,732万円、吉野川市の方をちょっと見させてもらったのですが、これが17億5,932万円、約45.4%の増になってます。もう3市の中では、うちが減になっているのですが、2市に関しては60%から45%増という、中の予算の組み立てがいろいろございまして、これだけで一概にいいとか悪いとかじゃないのですが、吉野川市の場合、17億5,932万円のうちの補助事業が9億8,424万円、単独事業が7億7,508万円、トータルで17億5,932万円、45.4%の増になっていますよね。ちょっと気がついたので、なぜかという、補助事業というのは私が、理解しているのはやっぱり国とか県とかの補助をいただいてやっていける事業だと思ってます。

単独事業に関しては、自分の市の方から金を出していくというふうなことで、普通建設業立てているのですが、阿波市の場合、この補助事業が、市長にもお願いしたいのですが、3億7,360万円ということで、補助事業の分の補助立ててできる事業費がどうも近隣2市とはちょっと少ないような、比率的な考えがしますので、いろいろな分で調整した中で、そういうふうな補助事業にのせていける仕事をどうにかふやしていただいて、現在の基盤整備事業とかにのせていったらどうかなと思ひまして調べてみました。そういう部分で陳情なりをまたお願いしたらどうかなと思うので、よろしくお願い申し上げます。

それと、それで今度第1項はそういうことで終わらせていただきます。

第2項の方なのですが、一応市民の健康維持対策ということで、第1項、第2項とも私の考えなのですが、やはり維持と予防と管理が一番大切であろうと、社会資本の整備に対しても、市民の健康管理に対しても、維持と予防と管理、頭とりますと「イヨカン」となるんですが、「イヨカン」でなくて「ポンダリン」がよかったのですけども、維持、予防、管理ということで、そういうふうな考えで、今回2番目の市民の健康維持対策についての市の方の考えをちょっと聞いてみたいと思います。

今回の健康なのですが、やはりこの予算の方も見ましても、国保の方の予算も見ましても、療養給付金が年々増大して、入ってくるお金に対して、医療費がどんどん上がっております。これは国、県、市もそうなのですが、これをどうにかしようということで、今回国の方もいろいろな施策を考えて、市の方にもそういう運動をせよということも出ているようなんですが、疾病予防という点から、市の取り組みの基本的な対策をどのように考えているかという点で、第1の項目をお聞きしたいと思います。

それと、その中でもう一つ聞きたいのが、今回平成20年4月より、40歳から75歳未満の方に対する特定健診、特定保健指導の実施が市町村の国保、健保組合等に義務づけられたというのですが、この制度の説明をちょっと聞きたいと思います。

それと、2番目の、地域に多い糖尿病患者の減少対策というのを、実際は生活習慣病と書きたかったのですが、徳島県、14年連続、糖尿病死亡率1位だそうで、その中でも特に阿波市が、糖尿病患者がかなり多いということで、あえてこの糖尿患者ということで出してみました。これの減少対策の推進とかというものをどのように考えているか。1つ例をとれば、阿波病院、うちの阿波市の場合は阿波病院が総合病院的などがあるのですが、こういうとこと連携して、市の方のお金なんかを投じて、糖尿病患者の減少対策ができるような施策なんかはできないものかと思ひまして、今現在市がとっておられる健康維持対策について、この二、三点、ちょっと聞きたいのですが、健康推進部長、よろしくお願いします。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） おはようございます。

1番森本議員の市民の健康維持対策についてのご質問と糖尿病対策についてのご質問にご答弁させていただきます。

ご指摘の年々医療費が増大する中で、疾病の予防の点から市の取り組みということでございますが、平成15年5月1日、健康推進法が制定されました。乳幼児から老人に至る生涯を通じた健康づくりを目指しまして、保険医療機関、職域、地域の方々と連携して、この事業を実施しているわけでございます。

まず、市の方では3点ほど推進事業を実施しております。

1つは、母子保健事業、それから予防事業、それから老人保健法によります成人の健診、この3点を重点的に実施をさせていただいております。

母子保健事業につきましては、ご存じのように今議会に健診を2回から5回にグレードアップと申しますか、母子保健の推進を図る意味から5回に改正をさせていただいて、予算組みをさせていただいております。母子保健法に基づきました保健事業、また子育て相談等を実施して、この関係につきましてはすべて無料でございます。しかしながら、平成17、18、19年度の出生率を見ますと270から、19年、18年は290、今現在19年末では、2月末では223人ということで、出生率が、晩婚化と女性の働く職場と申しますか、若者の職場、勤労場所がないということで、出生が下がっておるのが心

配の種でございます。逆に、少子・高齢化の観点から、高齢によります死亡率は年々上がっているのが実情でございます。

それで、母子保健事業の中で、パパママクラスということで、妊娠中の生活や分娩、赤ちゃんのおふろの入れ方等につきまして、お父さん、お母さんの相談ということで行っております。

予防事業につきましては、予防接種法に基づきまして、各種予防を実施しておりますところでございますが、三種混合、風疹等を実施しております。

また、65歳以上のお年寄りの方につきましては、インフルエンザの予防接種ということで、500円の負担で全該当者に周知しておりまして、19年度は約7,000の方が予防接種を受けておるようでございます。

また、老人保健事業につきましては、40歳以上の方々につきまして健診を実施しておりますし、35歳の説明健診も実施をして、それぞれの疾病対策に万全を期しているところでございます。これからもなお一層の疾病予防ということで実施をしてまいりたいと思っております。

続きまして、地域的に多い成人病患者の対策につきましては、議員ご指摘の糖尿病患者でございますが、阿波市、徳島県におきましては14年連続ということで、非常に糖尿病患者が多いということでございます。特に、山間僻地、また阿波市ということで、近郊都市に比べまして、郊外の方が非常に糖尿病患者が多い。これはひとえにモータリゼーションの車社会ということで、人が歩かないというのが主な原因と、食生活の向上によります栄養過多と申しますか、摂取量が、カロリーの摂取量が多いということございまして、徳島県、平均10万人の死亡率が約17人でございます。全国平均が10人でございます。

また、阿波市の糖尿病患者につきましては、国保関係で約1,700人、といいますと11.2%の糖尿患者でございますので、4万2,000の推計からいきますと約4,500、また予備軍もいきますと1万四、五千人の予備軍を含めると思います。

こういった阿波市にとって重要な糖尿病対策でございますので、なお一層の力を入れなくてはならないと思っております。

この対策としまして、健康教室、また男性のための健康応援相談、それからウォーキング、第1次予防といいますか、第1予防に対します生活習慣病の予防、続きまして、第2予防で健診によります疾病対策の予防、第3次予防はそれぞれの施設、病院とのタイアッ

プをして、その予防対策ということで、この対策、1次予防、2次予防につきましては、健康福祉部でなくして、市民部、また教育委員会のスポーツレクリエーション対策と、総合的にこの対策が網羅できないかと思っております。関係各課とよく連携を保ちながら、この対策をなお一層推進をしたいと思っております。

ウオーキングにつきましては、市内に約8団体、毎月2回から3回、500円程度の参加費でウオーキング教室、またそれぞれの募集をしてしておるようでございます。

健康相談につきましては、糖尿病のJA厚生連の健診結果、または病院の健診結果等が結果が出てまいりますので、保健師、管理栄養士と、その対象の方に在宅訪問しまして、栄養指導、また健康相談に乗って、糖尿病の管理体制につきまして相談、指導を行っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 森本議員の市民の健康維持対策の中で、特定健診についてお答えいたします。

国においても、急速な少子・高齢化や経済の低成長への移行、また国民生活や意識の変化など、大きな環境の変化の中、国民医療費の増大に適正に、適切に対処するとともに、現在の医療制度を将来にわたり持続可能なものとする国の医療費制度の改正に伴い、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、平成20年4月より医療保険者に40歳以上74歳未満の被保険者に対しまして特定健診及び特定保健指導の実施が義務づけられます。

阿波市におきましても、現在阿波市健康診査等実施計画書を作成しております。平成18年度におきましては、国保の加入者で健診の受診している方は20.8%程度であります。5年後、平成24年度においては、阿波市の受診率を国の参酌標準率である65%まで引き上げる計画といたしております。平成20年度においては、健診率を30%に引き上げる予定でございます。

なお、この国の参酌標準率65%、平成24年度に達成できない場合にはペナルティーがかかるということでございます。

例えば国民健康保険の中から後期高齢者への支援金として約4億円が支出される予定でございますが、その負担について65%達成できれば、この金額が削減される。また、未達成の場合は上乘せして負担しなければならないということでございますが、なお、この

率等につきましては、平成24年の結果を見て、国がまた定めるということでございます。

以上のようなことから、年1回必ず健診を受けていただくということで、早期発見、また内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの予防を行い、最終的には医療費の抑制につなげていくということが目的でございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 森本節弘君。

○1番（森本節弘君） 特定健診、特定保健指導っていうのが20年4月から始まるそうで、またこの部分も、国はやはり達成状況を見ながら後期高齢者支援金の加算減算とかとここで、ポイント制をつくるような、そういうふうな施策で、厳しいもんがあるんで、やはり政策目標、また維持管理のいろんな目標っていうのは、やっぱりそういうふうなハード面もソフト面も十分考えて、長い目を持ってやっていったらどうかなということで、今回この質問をさせていただきました。

今の健康推進部の部長、それから市民部長の説明はよくわかりました。思うのが今市民部長、健康推進部長、歩きとかそういうような運動量言われていたのですが、この間徳島の方でシンポジウムがあった中では、やはり糖尿病ちゅうんは地域的な因果関係がかなりあるそうでございます。熊本大学の大学院の医学研究部教授で荒木教授という人が言われているのですが、地域性がすごくありまして、運動しないとか、そういう問題だけでなしに、やはり遺伝子、2型の糖尿病ですね。1型っていうのがどうもインスリンが出ないという内臓の悪い人ですかね。体がそういうふうな2次糖尿病の方は、遺伝子とか、環境因子によってインスリン分泌が不全と、そういうふうなところで、地域性とか、遺伝の部分かなりあるみたいなので、阿波、徳島県が多い、また阿波市が多いっていうのは何か調べた方がいいのでなかろうかと、そういう部分でも調査したりするのも、なかなかちょっと興味深いのではないのかなと思っております。

それであと、その中で糖尿病なのですが、この間阿部議員の方も一条小学校の歯の健康の質問で言われていたのですが、日本の全日本の歯科保健優良校で一条小学校が表彰されております。割合糖尿病って歯周病から関連もかなりあるようで、小さいときからの歯の医療とか、食べ物とかという部分で気をつけていけば、やはり大人になったときの発生率がかなり抑えられるっていうことが要はもう調査でというか、研究で出てるようなので、一条小学校とか、やっぱり小学校の歯の教育は、もっと力を入れなければいけないのかな

と思っております。

それと、教育長にちょっとこれ今回、この間うちの新聞、3月6日の分で、これ今的一条小学校の小学生だったんですが、徳新の3月6日の新聞の中に吉野川の保健所の弁当コンクールというものが大きく載ってました。これは吉野川保健所が健康的な弁当のアイデアを県民から募集して、からだによし！のがわコンクールということで、ことしで2回目のコンクールだったそうなんですが、この最優秀と優秀賞を阿波市市場中学校の1年生の原田千春さんと、これカロリーダウン弁当、同校1年生で大村奈津美さん、野菜たっぷり弁当というところで、1席、2席というのをとっている。これはどういうコンクールで、どういうふうな目的でやられたのか、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、よろしく願いします。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 森本議員からのご質問でございます。

ヘルシー弁当のコンクールというのがございました。それは県内のいろんな事業所とか、病院とか、学校とかからヘルシーな弁当をつくって応募してコンクールをするという形でございまして、ちょうど私もそのとき審査員ということで行っておりましたが、県内の多くの方がその弁当のコンクールに応募されたり、また学習、勉強に来られておりました。

今議員から申されましたように、市場中学校の生徒が、2人が優秀な成績ということで優秀賞をいただいておりますが、この弁当の中身について説明があり、そしてまた、そのエネルギーとか、あるいはこういったものをしっかりとれば、今後いろんな健康のために、特に糖尿病もひっくるめて、いい弁当になるということで説明がありました。

そんなところで、採点の結果、そういう結果が出たんで、非常にこの市場中学校あるいは阿波市内でも、そういった食に対しての学習もしっかりとされておまして、本当に私自身はいいことだなあというふうに思っております。ほかの病院から出された方、あるいはいろんな施設から出された方も、中学校の弁当については大変関心を持っておられたように思います。

以上がコンクールのときの様子でございます。

○議長（三木康弘君） 森本節弘君。

○1番（森本節弘君） もう最後になるんですが、今の教育長の説明で、お弁当のコンクール、大変よかったと思います。この新聞読みますと、原田さんの弁当、カボチャのそば



ろあんかけなど7品目が入ったもので、キョーエイセレブ鴨島店、大村さんのそばろ御飯はママの店鴨島店で販売されているみたいで、価格は大体400円か500円だそうでございます。ちなみにこのコンクール、どうも糖尿病による死亡率で徳島県が14年連続で全国最悪になったことから、食生活の改善のきっかけにしようということで始めたみたいで、今回で2回目だそうです。

前年の集計は、前年はもうやはり3種類の弁当が出てまして、約2,000食ほど売れたらしいです、そういうお店の方で、2,000食。私思うんですが、中学校とか、小学校の方もこういうふうなコンクールがあるんだったら、そういう健康維持も考えた中で、この前回の給食の問題も出てきたのですが、給食、小学校、中学校、給食の中に、しょっちゅうでなくても、栄養士さんと相談しながら月に一遍とか、2カ月に一遍とか、こういうふうなお弁当を考えて出してあげてもおもしろいんじゃないかなと、そういうふうなことが病気に対しての小さいときからの考えにもなるし、総じては食べ残しもなくなるだろうし、好き嫌いの問題もかなり減るんじゃないかなと。食べ残しが多いようにも聞いてますので、そういう部分でも、やはりちょっと考えてみてもいいんじゃないかなと思いました。

今回2つともが、さっきも申しましたように維持と予防と管理ということで、ハード部分、ソフト部分、体、またいろいろな公共施設の問題の中で質問させてもらったんですが、常日ごろからの予防、維持、予防、管理ということを中心に、市の方もそういうふうな部分でいろいろな政策を考えていってほしいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

これで私の3月議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三木康弘君） 以上で1番森本節弘君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番月岡永治君の一般質問を許可します。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） おはようございます。

議長の許可を得まして、15番月岡永治、一般質問をさせていただきます。

今我が同志、森本議員の後でございまして、本当に一生懸命頑張ってやっていきたいと思っております。

代表質問4名、また一般質問9番目ということで、もう本当に皆さん方から、もういろんな意見が出ております。

そんな中、質問を精査してやっていきたいと思っております。答弁の方は明確にお答えいただきたいと思っております。

きのう徳島新聞に全国世論調査会が3月1日、2日の両日実施した調査で、景気が本当に悪いというふうな方が78%という数字が載っておりました。1年前の3月で調査したときと比べて3割、32%増となっていて、72%の人が生活が苦しいと実感していることが載っておりました。一体この原因っていうのはどこなんだろうと、政府はなだらかな景気が回復しつつあるというそういう観測のもと、この原因っていうのを考えたとき、やはり一番大きなのは石油価格の高騰、こういうところでないかと思っております。今1バレル100ドル、106ドルというそういう値段が出ております。これはやはり世界の投機筋、その人たちのやっぱり価格操作によって、こういった価格が出とんじやないか。ニューヨークの同時テロ、そのときに80億円、1バレル70ドル、80ドルになれば、世界的な恐慌が起こるんでないかと言われておりましたけども、それよりか35%も、4割も5割もアップした100ドル超えという数字が出ております。

また、もう一つ考えたときに、高度成長期に食物の海外依存をした政府の農業施策にも原因があるんでないか。人口1億人以上の世界の国を見てみたときに、やはり食糧自給率が100%を割った国、その先進諸国の中で韓国の50%は例外として、日本は今40%を切った39%しかないわけです。その中で、穀物自給率に限ってみますと、今これは発表した数字っていうのは27%ですよ。4分の3を海外依存に頼つとると、そういう状態でございまして。国内でも、食のグローバル化が進みまして、産地の偽装、賞味期限の、消費期限の改ざん等、日本人の食生活に大変な危機感が生まれております。食糧の60%、70%を輸入に頼っておる、そういうわけですから、日本の安全基準がよその国で守られるっていう保証は何にもないわけですね。ですから、今日本の皆さん方が食に関してすごくその関心を持たれておるといふところでないかと思っております。

それで、私、今回は学校給食、生徒・児童のその安心・安全対策は阿波市では一体どのようにしてとっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

阿波みらいの吉川議員の代表質問でも答弁をされておりましたけども、生産者の顔が見える地産地消の対策はどうしていかれるのか。

また、3番目の板野西部給食センターですね、土成町と吉野町の小・中学校の児童の1,400食分を今上板の給食センターでつくっていただいておりますけども、この阿波市全体の統一方法はどういうふうにしていくつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 15番月岡議員の一般質問にお答えをいたします。

議員質問の中にもございましたように、代表質問で吉川議員の方から質問がありまして、重複する部分があるかと思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、学校給食についての安全・安心対策ということでございますが、先日のご質問にもお答えいたしましたように、食品に農薬等の混入とか、産地の偽装問題、いろいろございまして、文科省におきまして、特に中国製品の使用状況について調査がされております。その調査の結果につきましては、徳島県では中国製については使用されておられませんというような報告がされております。もちろん阿波市におきまして、使用はいたしておられません。

そこで、阿波市におきましては、安全でおいしい給食を提供するというところで、新鮮な材料を使用することを心がけております。

阿波給食センターと市場給食センターにおきまして、多少取り組みに差異がございます。市場につきましては、地元の地産地消を進めるという意味におきまして、生産者の紹介でありますとか、こういった野菜、生産物が使用されておるかというようなことを献立予定表を作成いたしまして、それぞれ家庭の方に配付をいたしております。

阿波につきましては、今のところそういった取り組みがございませんが、今後協議をいたしまして、できれば統一した情報提供をしたいというふうに考えております。

また、地産地消の取り組み、顔の見える取り組みはどのように進んでおるかというようなことでございますが、今申し上げましたように、市場では進んでおりますが、阿波給食センター、また西部学校給食組合におきましては、そういったことがされておられません。徳島県が学校給食の地場産物活用目標数値を掲げております。それにつきましては、地場産物につきましては30%というようなことで出されておりますが、市内の学校給食につきましては、多少給食センターで率は相違がございますが、平均で四十二、三%、地

場産物が使用されております。

今後におきましても、この数値、また地産地消をもっと進めるために、生産者団体、また地元 J A、産直市等と連携をとりながら、食材の安定供給に努めたいというふうに考えております。

次に、学校給食が今現在 3 カ所から児童・生徒に給食が提供されておりますが、これにつきましても、先日ご答弁申し上げましたように、合併協定書におきまして速やかに構成団体と調整をするということが定められておりました。

それで、教育長の方からもご答弁申し上げましたように、市内の給食につきましては、できるだけ調整をして、統一した給食を提供したいというようにご答弁を申し上げております。

今後、十分理事者と協議をいたしまして、できるだけ早期なそういった解決ができますよう努力したいというふうに考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今教育次長の方からご答弁いただきました。

地盤産業、徳島県ですね、県の地場産業商品が四十数%、30%ぐらい地産ができておる、地消ができておるといことでございます。

今それと献立表っていうのはこれですね、顔の見える献立表、今1月と3月の献立表をちょっといただいてきましたけども、この中には19年度、野菜、キャベツ、ナス、ミニトマト、里芋等を提供していただける方のお名前、それと生産風景、そういうようなものが載って、今献立表で皆さんに配っておられる。やはり安心、やっぱり農薬の少ないものであるとか、有機栽培されたもの、そういったものを使っておるといことで、生徒との触れ合いのできるようなやり方っていうのは、今栄養士の先生方の方でやっていただいておりますのが現状でございます。

それで、今阿波市の給食の実態でございますけども、これ皆さん方、市民の皆さん方も西部と阿波、市場と値段が違うっていうことも、またそれと米飯給食が阿波市では週3回ですけども、板野西部では週2回であると。それと、今小学校は、阿波、市場の場合、240円で1食賄っておる。中学校は260円です。西部の方は小学校が230円、10円ずつ安いんですけど、中学校は250円です。そして、ここが一番大きなところは、米飯給食で1食当たり30円で、外注に西部給食センターは出しておるんです。そしたら、お

かずとか、御飯以外につくるものっていうのは、200円、220円というものになります。それが市場、阿波町では、御飯は自分ところで炊きますので、そのままで材料を使えると、その金額を使えるっていうのは、これ当然3,700食つくつとるから、材料が安いとか、そういうのはないんですよ。これは学校給食センターが値段を決めたものを仕入れていくんですから、市場も阿波も西部給食センターも値段は同じなんですよ。そして、今そのアンケートをとったとき、またいろんな我々同僚の議員、文教の皆さん方にも聞いたり、今まで我々吉野町のときからでも聞いたときに、御飯のうまさが違うというふうな阿波市内の中の生徒・児童の中でもそういうようなものが、差があるということですね。今1食30円の御飯を炊くお金っていうのが要るんですよ。皆さん、これ知らんと思うんですけども、ですから、学校給食センターで仕入れ業者、その中からこのものを選びなさいっていうことで、栄養士さんはその中で食材を調達しておるんですけども、その中で今市場町は、これ阿波町の方では地元の業者さん、これ業者さんっていうか、農家の方の搬入というのがないんです。ですけど、市場町は、その点、前の栄養士さん、また今の栄養士さん、頑張っておられて、それは今品目として、20品目ぐらい、地元の農家の方から、もう安心できるような食材ということで、今仕入れております。

その率が29.9%、これこそ地元産です、30%。私これが今板野西部の方にこれをお願いするっていうのはなかなか難しいんですけども、阿波の給食センターでも、もしも阿波農協、また市場の、もう今は阿波町とか、市場町とかないんですから、阿波市内の農家に呼びかけて、もっと地元の新鮮なそういった野菜、またはお米もそうですけども、そういうことをやっていく方法っていうか、考えてないのか。

藍住町は、もう米も自分ところで自前で、今パールライスをもう皆さん頼まれとるのが現実です。ですけど、我々阿波市は米どころなんですよ。本当においしい米をつくられとる。我々同僚議員の中にでも、その農業で頑張っておられる方がおいでるわけです。そういった地域の中で、その中で農薬の少ない、安心・安全な米とか、そういうようなものも、藍住町の場合は板野郡農協にお願いをして、年間定温倉庫で今保管していただいて、その都度持ってきていただいておるっていうのが現状ですよ。そういうことで、もっと地産地消に力を入れるべきでないか。確かに大勢の市場では九百数十、また阿波町では1,100、そのものをやるんですけども、その食材は今阿波市は農産大国で、これだけの今商品が年間にできております。これレタスなんかでしたら85%、もう徳島県、これ1位なんです、みんな、農産物は。そしたら、ミニトマト、大根であるとか、ホウレンソウ

であるとか、キャベツとか、そういうようなものに至るまで、全部こういうように生産量ってというのは、これ皆農家の方が今つくられとんですよ。それが今一つ一つ見てみましたら、100%のものってというのは、ミニトマトであったり、キャベツであったり、そういうようなものでございますけども、あといろんなピーマンなんかでしたら、ほとんど使っていない。阿波市の産地のものを一切使っていないというような状態なんですよ。ここをどういうふうにして、これから先考えていくか、地元の皆さん方ともっと連携して、地元の食材を安心して、もう間違いないものを、よそから来るものは県外でも、今もう大手の会社でも間違いがないという、もうそれは農薬がどれだけ使っどるかっていう、そういうようなものは今もう信用できない状態になっどんです。どういうふうにして、これからやっていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員の再問にお答えしたいと思います。

阿波市内3つの給食センターからそれぞれ学校に配送いたしております。その中で、市場の給食センターの方が、今現在のところ地産地消というところで、あとの2つに比べましてはるかに利用しているという現実でございます。

そんなところで、今後どのように地産地消を考えていくかということでございますが、私は市場の給食センターが今やっておることを阿波の給食センター、あるいは板野西部学校給食センターの方へもお願いして、できる限り地産地消に努めていきたいというふうに思っております。

特に、今回この献立表の中にも書いてございますように、こういうふうに農家の方が思っております。給食センターの周りにたくさん野菜とか、いろんな農産物がございませう。寒い中、暑い中、農家の方が一生懸命つくられていて、給食センターの方がその方にお会いして、こんなことを聞いたと。それぞれの農家の方は口をそろえて言ったのは、子供たちのために頑張っどつくっどいきたいというふうな、非常にありがたい言葉を言っどいただいております。

今後は、市場学校給食センターと同じように、学校給食センターにもそういった地産地消をしっかりと取り入れていくよう検討し、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今森本議員も言うてましたように、子供に自分がつくっどもの

をみんなで、そしてだれそれがつくったものだからってということで、そのメニューに取り入れたり、そういうような発想ってというのがこれから先要るんでないか。それと、やはり私はこの食材でも、今若い方で、あ、キャベツを切っていたら虫が出てきたとか、白菜に、こういう何がついとった、斑点がついとったとか、そういうようなことで、もう食材を避けられる方がようけあります。見た目のきれいなものばかり選ぶ。ですけど、本当に無農薬でつくるものや有機栽培でつくるものには、当然虫もつくわけですね。そういった食育というものをこれから先、一緒になってやっぱりやっていかなんだら、これから先、子供たちの関心とか、そういうような意識高揚ってというのはできないんでないか。

それと、一番肝心なのは、学校給食だけでこれはやっていけることでないわけです。やはり家庭での食生活、それに伝統的な、そういうような文化をこれから先、一緒になって、啓発運動っていうのを一緒にやっていかないと、やはりこういうことをしたらしんどいとかというのでなしに、やはり体験学習である、総合学習やそういうようなものを、また学校給食の時間に、いろんな点でそういった食育の運動っていうものをしていかないと、子供たちっていうのはまともに育っていかないとこのうに思います。やはり朝食を食べない子供さん、また好き嫌いの激しい子供さん、今ほれにアレルギー等、そういった方も今たくさんいらっしゃる難しい時代でございますけども、やはり食べるという一番大事なところでございますので、ぜひ食育に、これから先、力を入れていただきたい。

それと、先ほど言いました3カ所の統廃合の問題でございます。統合の問題ですけども、西部給食センターとこの過去3年間に、あそこを出させてくれってという話は給食、西部の方で板野郡の方と話し合いが一回もできてないってことを聞いております。これは市長がやられるんですか、教育長がやるんですか、どちらがやるんですか、教えてください。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員の質問にお答えしたいと思います。

板野郡学校西部給食センターとのことでございますけれども、私どもは前々から言っておりますように、阿波市内統一したものをということで考えております。そのようなことから、できるだけ早く阿波市として学校給食が運営できることを望んでおります。ただ、その組合との話し合いにつきましては、私たちは、教育委員会ではできるだけそうあってほしい、そうしたいという要望をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 月岡議員のご質問にお答えいたします。

実は、今教育長からもご答弁申し上げましたように、やはり阿波市内の皆さんのことを考えましたときに、一本化するのがよかろうということをいつも考えておられました。私も実は先日の議会でその発言をしようと意気込んで行ったわけなんです。ところが、質問が阿波市から出ておられます組合議員が3人続きました。そういうこともございまして、もう言う機会を失ってしまったんです。それで、今度は帰ってきての報告には言わなかった。しかし、次は必ず言わなきゃいかんというふうに考えまして反省をしております。できるだけ早くこれを議論にのせまして、私たちも合併してもう3年になりました。皆さんのおかげで少しずつこう合併の効果も出ておりますので、残っております大事なこの給食の統一、このことは議論として持ち上げていってやらなきゃいかんというふうに考えておりますので、この次の回までにはしっかりと理論武装をいたしまして、よりかぶとをつけて乗り込んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導ください。

終わります。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） ぜひ今教育長の方は、もう本当に学校関係者の中でそういう話し合いをするだけだと思います。ぜひこれは市長がやられるべきだと思います。旧の吉野町のときは、本当に建てかえの話もありました。ですけど、やはり阿波市ができてから、その建てかえの話が今消えております。やはり合併をするっていうことが向こうも見えておるといふことだと思っております。ですけど、やはり阿波市内の生徒・児童は今そういうふうに格差があり、阿波市は一つだといふところの観念からそういったものをぜひ強力に押し進めていただきたいと思います。

それでは、給食問題につきましては、これで終わります。

続きまして、2番目の阿波市の奨学金制度及び就学援助についてをお聞きいたしたいと思っております。

文部科学省の子供に係る学習費調査報告書によりますと、1人年額、幼稚園では24万円くらい、小学校では31万円、中学校では47万円、高校では52万円かかると、1人当たりですね。それで、大学では、国立、私立で、また県内外、また学部で相当違うとは思いますが、4年間で大体600万円から1,200万円くらいかかるのではないかと聞いております。



そこへ1人ならまだしも、2人、3人というふうになりますと、もうこれは親として、学校に行かせたくても行かせない、そういう状態になってるのが現実だと思います。

奨学金制度は、経済的に就学が困難な人に貸与、給付をする制度でございます。阿波市はどのような制度を使って、この3年間実績を出されたか。また、金額は一体どれぐらいかかっておられるのかお聞きしたいと思います。

また、就学援助の奨学金、就学援助の認定方法はどういうふうにしてされておるのか。4町の方法が違っていたんですけども、今の認定方法は市民に周知できているのか、お聞きしたいと思います。

また、3番目の事業の継続と改革については、この答弁をいただいてから、質問、再問したいと思いますのでお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 月岡議員のご質問にお答えいたします。

奨学金、まずは奨学金でございますが、実績につきまして申し上げます。

合併して初年度、平成17年度につきましては、認定者が38名で、支給額が420万円でございます。平成18年度が51名で552万円となっております。今年度、平成19年度につきましては79名で853万6,000円というような給付実績でございます。

それで、内容でございますが、高校生につきましては8,000円、それから県内の大学生につきましては1万円、県外の大学生につきましては1万2,000円というようなことで給付をいたしております。

次に、就学援助費でございますが、認定の基準につきましては、阿波市の所得基準、世帯全員でございますけれども、生活保護基準の1.1倍以下ので、基準を満たしておる世帯について就学援助をいたしております。

小学校が平成17年度が1,315万5,000円、中学校が856万3,000円で2,171万8,000円です。平成18年度が小学校1,447万8,000円、中学校1,044万円、計2,491万8,000円です。19年度が1,694万9,000円、あ、小学校でございます。中学校が1,314万5,000円、計3,009万4,000円となっております。

認定基準は先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、小学校が平成17年度172名、18年度が194名、平成19年度が212

名です。今のが小学校でございます。

中学校が17年度247名、18年度が291名、19年度が325名となっております。

奨学金につきましても、就学援助につきましても、毎年人数的には増加をいたしております。

周知につきましては、奨学金、就学援助ともにでございますけれども、全校生徒を通じまして保護者に文書での配付案内、それと広報は、また防災無線等で周知を図っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） そうですね、阿波市は教育の町、子育ての町としていの中で、この分野も徳島県では有数の制度を行っておりますよね。今言うように給付です。貸与でないんですよ、給付なんです。これは徳島県下で鳴門と阿南と北島と阿波市しかない制度です。やはり大学に行かれるとき、皆さん方、奨学金を使いますよね。育英資金であるとか、いろんな会社の、またいろんな学資保険とか、そういうようなものを借り入れて、1人当たり1,000万円もかかるんですから、そういったものを借り入れていくのは当然です。それを貸与のものを返していく、卒業後、返していくということで、その本人にとっては数カ所で借りますと、その返していくお金っていうのはすごい金額になっていくわけです。

その中で、教育委員会の皆さん方の考え方、また市長の考え方の中で、金額は少なくとも給付をしようという制度が始まっているのが、この阿波市の奨学金制度なんです。ですけど、今ここで1.1倍の生活保護基準世帯に基づいて算出する年額の1.1倍ということでしたけども、奨学金に関しては1.3倍で計算しております。ですけど、これは今言うように、最初的时候は38人が申し込んで38人もいけたんやけども、今は申し込んでも、ぜひいただきたいということで、生活困窮者の方が申し込んでも、その1.3のところ該当するっていうことでもらえない方が今出ておるんです。

私は、金額を今1万2,000円、1万8,000円ということでございますけれども、もっと阿波市の子供、乳幼児は所得制限を撤廃したんでしょう。そこのところで、もう少し現実的に私の近所の家で大学に行かれて、2人行かれて、高校に行かれとる方3名の方の学資が要る方がおいでます。一生懸命朝から晩までご夫婦働いております。ですけど、

その方はこの基準に合わない。そういった各家で見たときに矛盾する、世帯数であるとか、生活保護基準の規定による算出する年額、これは難しいですよ。だれもわからないです。これも担当者、今私、先ほど笠井所長にも聞いたんですけど、これは難しくて説明できませんと言うんですよ。ですから、ここのところをぜひもっとわかりよい、子供さんが何人おって、収入が幾らで、家族が何名で、どういう状態であるっていうものを加味した、300万円で、何人で、お年寄りが何名で、学校行っている方が何名でっていう、その世帯を計算したもので、自分の家がいけるのかいけないのか、だれも持っていてもわからないんですよ。もっとわかるようなその制度に、阿波市独自の制度なんですから、これはやれると思うんですけど、そういう考え方はないのかどうか。

それと、就学援助、本当に数がどんどんふえております。生活保護の金額は6,600万円、ことし減額したんでしょ。ですけど、就学援助は今言のように2,000万円から3,000万円に上がって、1,000万円、5割から上がとんですよ。これは今東京でも大阪でも、大都市にでもこういう現象が起ことんです。一流企業に勤められとる方、そのご家庭が就学援助を申し込むんですよ。そして、その方法はっていいますと、家庭内離婚ですわ。所得があれば就学援助もらえないんでしょ、今1.1倍というんでしょ。ですから、したくもない離婚とかそういうようなものでもしてでも、学校に行かせなくてはいけないということで、そういう皆知恵と工夫で皆さん方、悪いことと知りつつやっているのが現実なんですよ。今本当に景気は苦しいですよ。悪いですよ。そういった中で、やはり阿波市は、ここのところの金額をたとえ今の半額にしても、多くの人に奨学金等を門戸を広げていく、金額は今全体で800万円でしょ。このままいきましたら、来年1,000万円になりますよ。1,000万円超えますよ。ですけど、そこで金額をもっと考えて、そして多くの人に門戸を広げていく。金額は、段階をつくってもいいんじゃないありませんか。そういうお考えがあるのかどうか、ひとつ教育長、お答えいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 月岡議員の再問にお答えいたします。

奨学資金制度、それから就学援助のことですが、確かにこの基準を決めるのは大変難しいです。私今も手元に持っておりますけども、これは国の基準ということで、これも大変いろんな角度から規定をしておるようでございます。

その中で、阿波市といたしましては、奨学資金の方でありましたら1.3以下というふ

うに、あるいはほの就学援助費の方でしたら1.1倍というふうに、阿波市としては規定はしております。

その中で、この奨学資金の方は、金額が議員もご承知のように、高等学校の場合は8,000円、大学生の場合は、県内の場合は1万円、県外の方は1万2,000円というふうに阿波市では規定はしております。今議員からおっしゃられましたように、その金額を半分、あるいは下げてでもいいから、多くの人にそういう給付をしてはどうかというご意見であったと思います。このことについては、私ども教育委員会は過去に何回か委員会の中では議論をしました。どうすべきかということで、確かにその人数は年々のようにふえていっておりますので、そのままいけば大変な額になるということもわかっております。

今後こういった制度についての見直しはしていきたいと思います。ただ、どういう方法が一番いいのかっていうことは十分議論をしていきたいというふうには考えております。

金額が下がっては困るという方も中にはおいでになります。そういうことも十分考えて、今後再検討するというところで答弁とさせていただきます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） そうですね。金額が、今もらっておられる方は、当然今までもらっとったもんが下がるんですから、困りますよね。ですから、その方は困ると言います。ですけど、もらえてない方は、本当にもらいたいのにももらえてない方は、たとえ金額が下がっても、段階的にやる分でも、もらえたらうれしいっていう考え方、両極の話があるわけですよ。それはやはり考えていただきたい。ですから、私は阿波市奨学金審査委員会っていうものがあるんですから、その中で漏れた家、それとか、その審査に通らなかった家等をもっと加味して、もっと情のこもった奨学金制度であってほしいと。これは要望したいと思います。

それでは続きまして、もう時間も余りございません。3番目の企業誘致につきまして質問をしたいと思います。

徳島県の人口も、本年79万8,600人という、80万を切った、そういう状態が続いております。阿波市も、総合計画で10年後、あと7年後ですけども、人口4万1,000という大きな大きな目標を掲げております。若者定住少子化対策について考えてはおるんですけども、現実には本当に厳しい状態でないかと思っております。

まさに人口増、減少を食いとめるには、今議会に提案されている第32号議案は最高の

戦略、戦術であると思います。阿波市の工場設置条例の設置奨励条例についてをお聞きいたしたいと思います。

県営長峰団地の早期誘致を図るためということでございますけども、主な改定された部分、わかりやすく、これと1つだけ、ここで私、法人税っていうところで、法人税の説明、法人市民税の中のどういったものを減免するのか。法人税っていいましたら、国の法人税も、県の法人税もあるわけでしょう。この法人税っていうのは市の法人税なんだというところをはっきりお答えいただきたいと思います。

それと、対象しておる、誘致をしようとする企業ですね、この条件というものを考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

市長は、さきの児玉議員の質問に、二、三の誘致の話はあったが、うまく話はまとまらなかった。また、児玉議員からは、土地を提供しても、今企業は来てくれんのやと。こんなに厳しいのに、そんな中、阿波市は全国に先駆けて法人税のこういったものまでやるということでアピールできるものを持ったわけですから、ぜひこれをどのようにして皆さん方に周知していくのか。

それと、2番目の土地提供者、もうどこを見ましても、全国どこを見ましても、企業の方の優遇措置は何ぼでもあるんですけども、阿波市は先祖から農業が盛んなところで、昔から農業が盛んなところで、先祖の大事な土地を持たれとる方がなかなか誘致の話に、土地提供に名乗りを上げてくれない。そういった市に協力していただける、企業誘致に協力していただける方への優遇制度っていうものはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 月岡議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、条例の改正内容でございますが、阿波市工場設置奨励条例、今回の改正につきましては、新設をする場合、操業開始から3年間、法人税、固定資産税を免除するというところでございます。それで、従来はそういうことでございまして、改正後につきましては、3年間の免除に加えまして、4年目、5年目の固定資産税、これを半額免除するという規定でございます。

また、増設をする場合におきましては、2年間固定資産税を免除するという規定がございました。これに上乘せをして、3年目の固定資産税も半額免除をするという改正内容でございます。

ご質問の企業誘致設置条例についてのうち、西長峰工業団地の件でございますが、あ、

失礼しました。先に、その法人税はどの税の分が免除なるのかというご質問があったようにございますが、当然ながら市町村の条例ということで、国税、県税には及びません。ですから、市町村税のうちの法人市町村民税、これにかかってくると思います。

それと、土地提供者に対しての優遇措置は考えているのかとのご質問でございますが、この条例につきましては、阿波市の企業を誘致することによりまして、産業の振興、雇用の拡大を図るために、企業に対しての優遇措置でございます。したがって、土地提供者に対しての優遇制度ではございません。ご理解をいただきたいと思います。今後何か対応できないか考えていきたいと、そのように考えております。

広報のこともおっしゃいましたか。この条例をどうアピールして誘致に結びつけるかというご質問でございました。

この件に関しましては、県営西長峰工業団地及び阿波市における企業誘致の広報につきましては、それぞれ阿波市、徳島県のホームページ、広報、パンフレット等により情報提供を行っておりますが、今回の改正を徳島県、阿波市のホームページに早急に改めまして、阿波市の特性をアピールしていきたいと考えております。

また、先日に発足をいたしました東部圏域の立地推進協議会、この会におきましても、情報提供を行い、会員に加入しております経済団体、あと金融機関、電力会社等、民間の機関からの情報発信、収集に努めてまいりたいと。それから、早期に企業誘致が実現できますよう積極的に誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） そうですよ。法人、市民村民税ですね、そういうことです。私だけが考えたのかもわからないんですけど、法人税ってよその分野も入るとんかなと思うただけでございます。

ただ、先日三好でT・Yソリューションという会社が企業誘致できたというので大きく新聞に報道されておりました。あれは四国中央市の祝儀のし袋とか、そういうようなものをする会社だと思うんですけど、そういうことが新聞に載っておりました。すぐ私、三好市のインターネットで出しとったんですけども、すぐ中村さんという担当の方にお聞きしまして、これは市の土地に誘致をしようとしたんだけど、その土地が決裂したと。そして、これをお世話したのは阿波銀行の池田支店長がお世話して、この縁がまとまって、あそこに今企業誘致ができたということです。

それと、今部長の方からは答弁なかったんですけども、この企業誘致の中で、新規雇用の方には年額20万円差し上げましょうと。それも5年以内で総額3,000万円であるとか、地元雇用が10人、その指定の条件っていうのをいっばいつけとんです。10人以上頼みますよとか、土地は何平米で、固定資産はどれぐらいかかるような、してくださいとかというの、これこういう文句が全部あるんですけど、今阿波市のこの条例には、そういうようなものが一度も載ってないように思うんです。これから施行規則やそういうようなものでつくっていくのかもわからないんですけども、こういったものをきっちりつくって、今土成にできた、ああいう企業誘致でなしに、失敗を繰り返さないように、ぜひともこういう問題について、吉野川市でも3,000平米以上であるとか、資本金が、固定資産が投資固定資産総額が2,000万円以上であるとか、こういうことがもう完全にうたわれた誘致方法でございます。ないのは、本当にいい誘致方法になると思うんですけども、もっとアピールするときに、税のこの本当にいいやり方をやっておるんですから、これを全国に向けて、それともう一つ、一番大きなところは、この窓口を市長、助役がするのでなしに、やはり企業推進室なみたいなものを新設したり、そしていろんな人に情報発信をする、そういう課を、また室を設けていく必要があるんじゃないか。そのときに、今我々の町には高速道路も通っております。また、水、何ぼでもあります。それと、インフラ整備ができたこういう町ですので、これから先、広大な景色のいい、そういった町に若者定住施策として、これは取り入れていっていただきたい。それと、今地元雇用も大事ですけども、新設された場合、新しい住民が来るということも考えて、そういう大きなものも考えて、これから先やっていかなければならないんでないかと思います。

今、それと土地提供者ですね、もう本当に市のために、もう自分の家で、今もう一時期のバブルのときの土地は半額以下ですよ。そして、そこへ持ってきて、長期譲渡云々っていうことでも20%の税率、そういうようなものが要るわけです。そうしたら、その渋る方があるときに、どういう方法があるか。

1つは、開発公社ですね、土地開発公社。今までいろんなところで、バブルのときにそういう失敗はしてきました。ですけど、これからの開発公社はその失敗を経験にして、いい方法に結びつけていくっていう考えを持ってやっていけば間違いはないんでないか。やはり企業誘致は、阿波市再生の一番の原動力であると、そのように考えております。やはり農業も大事です。156億円、170億円の生産が今上がっておりますけども、やはりもっと優良な企業を呼んで、人口減、または阿波市の税収を上げていくという、こういう

方策が必要だと思いますけども、担当部長、市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 再問にお答えをいたしたいと思います。

いろいろな問題があるわけでございます。やっぱり最終的には、土地の提供者、大事なことでございます。今議員がおっしゃられたことも十分に今後踏まえまして、土地開発公社設立ができるかどうか、それもできたら早速内部で協議をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 月岡議員のご質問にお答えいたします。

今部長がご答弁を申し上げましたように、やっぱり土地開発公社というのも要るんじゃないかなというふうに考えてまして、その仕組みについて十分中で議論をして、前の失敗を繰り返さないように、また企業が安心して来れるような、そんなことを考えてみたいと思います。早速議会が終わりましたら、内部で検討いたしまして、できるだけ早く結論を出したいというふうに考えてます。

また、工場誘致につきましては、皆さん、議員各位は非常にアンテナを四方に張られた方でございますので、どんなことでもまた情報提供をしていただきまして、私たちもそれを真剣に受けとめて、阿波市内で一社でも二社でも多くの企業が進出してくれることを熱烈歓迎をしたいと思います。また、来てくれるような方法を皆さんと一緒に検討してまいりたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今部長から開発公社、また市長からも開発公社、考えてみたいと。それと、私きのうインターネットでたまたま狭山の企業センターっていうか、企業誘致についてのところを探しておりましたら、今市はすぐ来てくださいと。我々狭山市に来てくださいと。どんなことでもやります。市民が皆さん方の社員となって、土地を探します、そういったところまで今狭山市はアピールしてきとんですよ。ホームページで独自のそういうような部門をつくって、やはりこれからの企業は、今美馬市もそうです。吉野川市もそうです。みんなこれ、企業の争奪戦ですよ。どういうふうにして、我が町にそういう人を、そういう企業を持ってくるか、これからもう市長や職員の皆さん方の手腕が問わ



れると思います。

そういった中、本当に今、実は阿波市に今60名の会社が、あるところから本社移転を、今本社はあるんですけど、同じ系列の会社で、あるところから本社移転の話が、今こっちの阿波市に出てきておるんです。今この条例が変わったことで、この話は加速していくと思います。ですけど、その工場のその周辺の土地の話がなかなかまいこといかない。そうしたら、もうその土地ができなければ、今あるその別会社の本社をもう手狭だから、どっかに出ていきたいということで、今ある会社も連れて出ていく可能性もあるんです。やはりこれは民民のことやというのはもう終わりですよ。やはり市も積極的に企業誘致に参加して、そしてこれから先、いろんところで若者の働ける場所を確保する、また税収アップを図っていく、そういうことをやっていかないと、阿波市は生き残れないと、そういうふう感じております。

今市長、またご答弁いただいた教育長、また部長、担当部長に本当にいいお話をいただきました。ぜひ20年度は、また21年度は阿波市が本当にいろんな形でよくなったなあと言われるように、皆様方にも頑張ってください、また我々議会も一緒になって頑張っていくつもりでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

○議長（三木康弘君） 以上で15番月岡永治君の一般質問は終了をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま正木議員より早退の届け出が出ておりますので、お伝えしておきます。

それでは続きまして、次に17番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○17番（香西和好君） それでは、議長の許可をいただきましたので、初議会での17番香西和好、一般質問をさせていただきます。

通告をしております市民憲章について、市民憲章が制定になっているが、すべての公共施設に掲示してはどうか。小さい2番目には、積極的に市民に周知してはどうか。

また、2点目には、防犯灯の管理について。これ管理状況について、市内においての防

犯灯の設置数、これは旧4町で答弁をお願いします。また、新設、修理はどこ業者が行っているのか。

以上、通告をさせていただきます。

本題の質問に入る前に、今議会に提案になっております議案第25号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、内容については現行制度、「満9歳未満」を「満12歳未満」に引き上げ、本年20年度10月1日から施行するものであります。

今回の引き上げは、2006年、平成18年10月に乳幼児医療費無料制度、「6歳未満」から「9歳未満」に引き上げに続くものでございます。この内容は、既に徳島新聞の25日の朝刊付、これでございます。掲載され、既に市民の中には周知されていた方もあり、特に若い子育て中の夫婦、家庭の方は経済的に大変助かると喜んでいる声が市内のあちらこちらにございました。

また、市民の中にはこういう声もございました。現小笠原市長にお礼を言っとうございますというような声もあったことを報告をさせていただきます。

いずれにいたしましても、大変厳しい財政の中ではあるが、今後とも子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、制度の拡充をお願いしておきます。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

1点目の市民憲章についてでございます。

豊かな自然に恵まれた阿波市民は、先人のたゆまぬ努力により、今日まで発展してきました。しかし、高齢化、国際化、高度情報化、都市化が進展する中で、本市を取り巻く諸情勢は急速に変化し、時代は新たな展開を迎えつつあります。このような新しい時代を迎える中で、本市の持つ資源、特性を最大限に生かすとともに、何よりも諸先輩の築かれたすばらしい歴史と伝統を引き継ぎ、私たち一人一人の郷土を愛する心と阿波市民としての自覚や誇りを高めなければなりません。

一方、地方自治体は、経済と文化の進展的変動において、住民がひとしく幸福で明るい日常生活ができるよう施策を講ずるべきであります。現在は、生活の高度化、多様化が進み、これに伴う核家族化、住民の高齢化など、地域、社会、個人、家族に大きな変化を生み、物質面の豊かさだけが目立ち、人間性改革が叫ばれております。多くの市民が住み、その考え方や生活状態が多様なため、時折自分勝手な行動をとる人はあります。そうした意味において、この市民憲章を指針に、市民意識、連帯意識を高めることが住民自治の原

点につながるの考えで、平成17年4月、4町が合併と同時に、市民生活の目標、市と行政が一体となって、心を一つにして新市阿波市を築こうとする指針となる阿波市市民憲章を制定してはと提案、現在立派な内容の市民憲章ができております。

後ほど質問をいたしますが、これが現在、13カ所ですかね、掲示されている分の市民憲章でございます。これです。

それと、少し大きくなって、これがこの阿波本所と各3支所の掲示になっておる市民憲章でございます。これでございます。

ご承知のように、この市民憲章の前文をちょっとご紹介をしたいと思っております。

私たちは、阿讃山麓と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこの町に生きる喜び、誇りを持ち、あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市の創造を目指して、この憲章を定めます。

5項目にわたってうたわれております。

気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいの町をつくります。

自然や公共物を大切にし、清潔で美しい町をつくります。

3つ目に、だれにも親切にし、優しさあふれる町をつくります。

4つ目に、元気いっぱい仕事に励み、人が輝く町をつくります。

5つ目に、趣味や特技を磨き、教養を深め、心豊かな文化の町をつくりますとあります。

ここでお尋ねをいたしますが、この市民憲章を現在どこに掲示されているのか。また、現場を見ておられれば、どのような認識をされているのか。また、すべての公共施設に掲示してはどうか。4つ目に、積極的に市民に周知してはどうかということで、周知するとすれば、どのような形で周知されるのか、答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 香西議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

1点目に、この市民憲章が制定になっているが、すべての公共施設に掲示してはどうかということですが、阿波市の市民憲章につきましては、パブリックコメントの実施など、市民の皆様からのご意見を踏まえながら、選定委員会において調査、審議を積み重ねていただきました。

その結果、昨年8月28日に選定委員会より答申を受けましたが、市民憲章につきましては、阿波市が目指す将来像でありますあすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市

の具現化を図る内容となっており、この意見を尊重いたしまして、昨年の9月1日に制定をさせていただきました。

ご質問のすべての公共施設に掲示してはどうかというご質問ですが、現在、市役所、本庁ですが、市場支所、土成支所、吉野支所の4カ所と市内の主な公共施設13カ所に掲示を依頼しております。場所はよろしいでしょうか。

(17番香西和好君「場所、担当、できたら担当部局の方の答弁を」と呼ぶ)

はい。今後施設全体といたしますと、それぞれ主管課と協議の上、そういったそれぞれの公共施設に掲示しなくてはなりませんので、それぞれ主管課と協議の上、そういった市民憲章、全部の施設にそういったことができるように協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 関係部署の、担当部署の答弁求めます。

板野教育長。

○教育長（板野 正君） 香西議員の市民憲章を公共施設、学校に掲示してはどうかというご質問でございます。

現在、小学校、中学校におきましては、この市民憲章は掲示はしてございません。ただ、中学校では、この市民憲章については紹介し、授業の中で取り扱っております。

今後、よく教育委員会でも検討しながら、これは非常に大事なことと思っておりますので、検討して考えていきたいと思っております。

教育委員会関係で、公民館、そのほか給食センター等ございますが、このことにつきましても、学校とあわせて検討しながら、できる限りそういったものが掲示できる方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 香西議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

産業建設部、隣の改善センター等、施設があるわけでございますが、今のところ設置がされてございません。今後におきましては、それぞれそれが啓発ができるように設置をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 香西議員の市民憲章の設置でございますが、健康福祉部

関係では、保育所、老人ホーム等が設置ができておりません。その点につきまして、総務部と十分協議して、前向きに検討したいと思います。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 今答弁いただきまして、教育関係、福祉関係、産業建設部ですか、今後検討していくという答弁でございました。

それで、ただいま部長、総務部長答弁いただいて、私もこれ、恐らく同じ資料と思うんですが、掲示されとるという今答弁いただいたんですが、掲示されたこの場所は確認されましたか。1点目にこれを質問します。掲示された場所。されておれば、どんなご認識されたか、それもあわせてね。

私実は、これ、今回私も提案しとるしで、やっぱり小笠原市長も常々市民と行政と一体となつてとか、そういう言葉をよく聞くんですが、これそういう行政と市民と一体となつて、行政からそういう発信するばかりでないですね、やっぱり市民の方からもそういう、この市民憲章を通じて、こっちの方へ寄り添っていただくというのは、そういう雰囲気と環境づくりをしなければいけないと、私は感じます。

そういうことで、これ部長がお答えになった、この設置されておりますって、これ、実は私、2日かけて、これはすぐ1日でも行けるんですが、ずっと回ってまいりました。今言った本所と3つの支所ですね、4カ所。それと、あとは吉野コミセンとか、保健センター、これずっとあるんですがね。各公民館もございます。ずっと見たんですが、この中で4カ所、名前は言いませんけど、場所は、掲示されてないんですよ。そんな立派なものがあったんですかって。もしあればすぐに掲示させてもらうとか、中には忘れておったとか、見たことないとか、そういう部署があったんです。

それで、後ほど出てくるんですが、この掲示場所が非常に、市民に周知するためには、やっぱり市民の方が目につきやすいところへ掲示せんと、どっか隅っこの方に掲示したんでは、これ全然、これ周知もできんし、これ市民にも、わからないと思うんですよね。例えて言うたら、この本所ですね。一番正面の一番、突き当たり、一番奥へしとるでしょ、この大ききな分を。これ字も小さいですわね、実際のところね。あそこからだったら。私がお願いしとるように、こういうこともお願いいたしました。新庁舎の、庁舎の問題も出てきておりますけれども、その新の庁舎ができた場合には、この玄関に、お金は、予算も要りますけど、石碑でも刻んで、石に刻んで、この市民憲章を建立というんですか、制定してはと、それも大変と思うんですが、非常にこの目につきにくいんですわ、これ実は。17

カ所、私も見てきました。全然掲示してないところもありましたわ。で、結構これ掲示してないから、そこに掲示できにくんだろうかと思って、場所的に、スペース的に、ほしたらこれ結構あるんですね、見たらこれ。後からまたお話ししてもいいのですがね、スペースが十分あるんです。13カ所においても、公民館にしても、正面にでもつけて、玄関のに入った正面でもあればまだええんですが、これが小さい上に、物も小さい、全然わかりにくいですよ、そういうことなんです。

で、一番すぐ、あとは市民にこれだったら周知できるなあというところが、これあれですね、吉野支所ですわ。教育委員会、これ関係してるね。玄関入って、あけたらすぐ右側に、すぐこの大きさが掲示されとんですわ。

もう早急になって、できたら、予算も伴うんですが、そういう市民に周知するために、もう数をふやさなかったら、これどうしようもないんですが、今のこれ、17カ所では。それで、掲示もこういう程度ですが、掲示しとると答弁いただいたけど、こんな状態なんですわ。

それで、実は昨年11月13、14日、2日間かけて、阿波市のこの議会の文教厚生常任委員会が視察をいたしました。視察したところは、福井県のあわら市と・江市、その・江市において、説明をいろいろ受けました。1時間半ぐらいあったんですかね。その会場に、この市民憲章、掲示しとんですわ。それで、私も確認したいという思いで、実は事務局の方をお願いして確認をさせていただきました。また、最近もこれ、また2回目の確認をさせていただきましたところ、掲示場所が市関係の出先機関全部、市関係の。それと、公民館、図書館、保育所、幼稚園、各学校、小・中高等学校、それと市、市役所ですね、ここが一番大事なんですよ。市役所内の各課に1枚、5枚も6枚もなるけどね。各課に1枚は掲示しとんです。それと、各会議室に掲示をしておると確認いたしました。そういうことでございまして、この阿波市において、先ほど答弁いただきましたが、もう一度確認させていただきますが、今この・江市の例をとってお話ししましたが、こういう施設に早急に掲示されるお考えはあるのかないのか、お尋ねをいたします。

それと、この市民憲章ですね、これ小さいのがありますわね、これに字もこれ、物も小さいんですよ、先ほど言ったように。これに阿波市のマークができてますわね、今。いろんな封筒とか、いろんなこの書類とか、阿波の広報とか、この阿波市民憲章が、ここへ私はどうしてこれ入ってなかったんだろうかと思うんですが、この点についても、できたらカラー色でも入れたら、余計にいいのではないかと思うので、この点もお尋ねします。

それと、どういう形でこの市民憲章を市民に周知するのか。できれば、これ私、一度、この阿波市の全世帯に1回でいいのですが、配布をしてはどうかと考えます。中には喜んで掲示される家庭もおられるかもわからん。反対にこんな必要ないって、関心がない人は破ってごみに捨てる方もおられるかもわからん。そこら辺は行政でまた協議してもらうんですが、それともう一つは、この大勢の阿波市民の中には、こういう憲章があったら掲示したいなという思いの方も多少なりおるのではなかろうかと、私思うんですわ、この憲章について。そうすると、この広報とか、防災無線、防災無線ももうやがて終わるんですが、ケーブルテレビ、広報、ケーブルテレビ等で、市民憲章を希望される方は、行政の窓口申し出てくださいますとかというようなことが、これ考えられないもんか、この点もお尋ねをいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 香西議員のご再問についてお答えをいたしたいと思います。

初めに、確認の話が出たんですが、申しわけないです。全部は私も確認しておりません。そういったことで、今議員から御指摘のありましたように、この施設の中でわかりにくい場所であったり、いろいろご指摘にあったとおりに思います。そういったことで、これについては、また改めましてわかりやすいような方法で市民の皆さんに見ていただけるように対応していきたいと思います。

それから、4カ所ほど十分ほの周知徹底ができていなかったということで、議員も今ご指摘ありましたように、それぞれの施設の職員に対しましても、そういった周知徹底を図っていききたいと思います。

それから、今先ほどそれぞれの担当部長の方からご説明ありましたように、今後主管課と事務協議の上、そういった公共施設に掲示をし、市民憲章の普及に努めていきたいと思っています。

また、予算の範囲内で市民憲章のサイズですね、今言われたようにちょっと字が小さいと思います。そういったことを含めまして、大きなものに順次取りかえていくように計画をしていきたいと思っています。

それから、市民から、窓口は企画課になるわけなんですけど、市民からそういった市民憲章の要望がありましたら、窓口で、担当課の方でほういった、どういったものがあるか、お渡しできるように印刷をして準備をしていきたいと思っています。

それから、周知でございますが、公共施設の方の掲示のほか、広報阿波、またホームペ

ージへの掲載、また現在策定中の市勢要覧への掲載、それからそういうことによって市民の周知を図っていきたいと思いますが、今後ケーブルテレビも本年度で完了しますので、そういったケーブルテレビなども利用して、市民一人一人が日常生活の行動規範として遵守し、阿波市のまちづくりに参加できるように広く周知をしていきたいと思います。

議員から見て、いろいろご指摘をいただきながら、そういったできるだけ多くの皆さんに市民憲章をお知らせしていけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

それと、市民憲章の上にその支所を入れたらどうかということですが、それも十分検討して、入れるように準備をしていきたいと思いますので、それでご理解をいただけたらと思います。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいまいろいろ答弁いただきました。

特に、今答弁の中で、この市民の方が要望があれば、検討して配布するような答弁と私は認識しております。そういうことで、もしこれを市民の要望があって配布する場合に、このこれ額縁ですか、額縁、これ値段も結構するらしいんです、これね。この程度で1,700円ぐらいすると聞きました、これ。大量に購入すれば安くなるかわからんけど、そういうことも検討していただきたいと思います。

それで、くどいようですが、もう一度今担当部局の答弁、何人かの答弁いただきましたけど、これ、最終の答弁、また最後に要望いたしますわね、私が終わった後。今部長からの答弁いただきましたけど、確認のために担当部長の、関係部局の答弁をいただきます。

今答弁数々もらったんですが、これも大事なことで、これ部長に重ねて強調したいんですが、この憲章ができる前、できて後、こういうことを言うとはんです。何かもうくどいんですが、市民憲章については、阿波市の心の支えとなり続ける半永久的な理想を示すものとして承知してます。半永久ですよ、1年や2年と違う。阿波市が続く限り、そういう答弁で、非常に大切という意味をおっしゃっていると思うんですが、またもう一つは、市民の心を述べる意味での市民憲章は、今後の新しい阿波市のまちづくりを進める上で大きな指針となる大切なものと考えております。こういうこともおっしゃっております。

それで、私思うんですが、これ合併になって、もう3年です。これだけ大切とうたわれとんのに、部長がですね、どうして今の時点で、先ほど言ったように、この本所を入れて4カ所、あと13カ所しか、それも徹底されてない、これ13カ所。4カ所は、忘れたと



か、知らなんだとか、そういうお粗末な理由だったんですが、これまで大切と、これうたわれとんです。ですから、このもう一つは、一方のこの総合計画の中身でも、これ、これは市民の方は皆これ承知しております。大事な阿波市の未来を決定づけるいろんなこの総合計画で、実施計画とか、基本構想、いろんなこの計画立てておりますけど、そこでもこれアンケートをとってしてます。その中に、この市民と行政との新たな関係を構築、知恵と力を合わせて阿波市をつくりますと、これ憲章をもとに。それと、あらゆる分野において、市民と行政とが手助けという、行動を起こす協働のまちづくりが活発に進められるよう、市民参画、協働に関する指針づくりともあります。ですから、私はこの市民憲章は、この阿波市に生きる喜びと誇りを持ち、市民と行政が一体となって努力して、住みよい阿波市づくりに市民一人一人が取り組みますというようなこの意味をあらわしておると、私はそう思います、感じております。

それで、大事なこれ、一般のこれ言葉も聞いたこともあるかもわからんけど、大事なこのほんまに大事な言葉がございますので、これをお聞き願いたいと思うんですが、こういう言葉があります。

異体同心になれば万事を成じ、同体異心になれば諸事かなうことなしという言葉があるんですね。異体同心ってこの言葉あるんですが、これ顔や形、体、環境も違って、一つの目標を立てて、行政でも一緒です。市長の思いに心を一つにすれば、物事が早く成就、達成されるわけなんです、市長に心を一つにしたら。また、反対にこれ同体異心という反対のことなんですが、体や顔や形が同じでも、目標に向かって、これ考え方や思いがばらばらだったら、これ何事も物事が成就しません。あらゆる面にこの言葉使えます、これ、1つは。また、こういうことの意味も、市民憲章につながっておると思う、こういう意味がと思うんですよ。どうか阿波市の市民憲章を指針として、市民と行政が心を一つにして安心・安全なまちづくり、そしてこの喜びあふれる阿波市づくりに取り組んでいかれるよう要望して、この第1点の市民憲章の質問は終わりますが、最後にこの市長にも通告しとんですが、一応野崎副市長、今の市民憲章について、どういう認識されとんか、今後の取り組みですね。今担当関係部長から、もう今最後の答弁もらうんですが、その後、最後に答弁を求めます。

市長は後ですよ。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） ご答弁申し上げます。

市のシンボルであり、またまちづくりの指針でもあると思います。そのようなことから、教育施設関係のところはすべて早く掲示したいというふうに思っております。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） ご質問にお答えをいたしたいと思っております。

産業建設部で管理をしております施設につきまして、できましたら全施設について早急に掲示をしていきたい、そのように考えております。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 再問にお答えします。

健康福祉部の所管の施設につきまして、総務部と十分協議しながら掲示に努力したいと思っております。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 香西議員からは、市民憲章の周知について非常に厳しい言葉でご質問されましたことについて、まことに私も心が痛んでいます。

実は、私も市民憲章の委員の一人として参加いたしました。このあすに向かって人の花咲くやすらぎ空間という言葉のよりの出たところを全部調べてみましたところ、旧の4町が合併するとき、あわ北合併協議会というのをこしらえてます。その中で、新市まちづくり計画という36ページぐらいの市の将来、合併した後の将来を決める計画を練ってありますが、その中の基本の理念になったのが、このあすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市という言葉のようです。それを今回の阿波市になってから、わたしの阿波未来プランですか、第1次総合計画の中に取り入れたと。香西議員の言われる、本当にまちづくりの基本理念であろうかと思っております。

昨日のテレビでも、不作為という言葉が出ておりました。これはどういうことなのかといいましたら、エイズ問題で結論が、裁判所の判定が出たわけなんです、我々公務員がやらなければいかんことをやらなかったというのが、法律で罰せられることがどうも判決で出たようです。そこまで私どもが認識しても、実は市民憲章については、してもいいんじゃないか、ひどく心にとめて、それぞれ我々市の職員一丸となって、市民と一体となった行政が推進するように肝に銘じて市民憲章周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 前向きな答弁をいただきましたので、この第1点の市民憲章に

ついでに質問はこれで終わります。

次に、2点目の防犯灯の管理についてを質問いたします。

この質問につきましては、簡単に短く質問をしたいと思います。

申すまでもなく、この防犯灯というようなものは、市民の方が安全・安心で、また事件や事故を未然に防ぐために市道とか、町道、各所に設置をされております。私も車に乗っている関係上、市内を走っておりますと、これは夜ですか、気がつくんですが、時々この防犯灯が切れてる場所を見受けまして、すぐ電柱の番号があれば、場所と番号を言うて、担当課に言って対応させていただいております。この防犯灯のこの切れたっていうんですかな、この対応につきまして、これ今までの状況も教えてもらうんですが、これ我々が担当課にあそこが切れてますよ、どこそこが切れてますよと行って対応しているのか。これも市民も含めて、ひっくるめてですね。それで、切れていたら、これもうずっと切れっ放しで置いておくのか。

以前に、旧阿波町るとき、何年も切れておった、それは山間部ですがね。そういうところもあったんですが、どうして早う言うてくれんのんでって言うたんだけどね。そういう事例もあったんで、これどのような対応してるのか。

それと、通告しております、市内の防犯灯の設置数ですね、これ、4町の。それで、年度別で大変難しい質問になるんですが、これ最近、1年や2年前に設置したのはわかるけど、年度別にわかりましたら、ちょっと教えていただけますかね。

それともう一点は、この新設、修理をされておるんですが、これどこの業者にお願いをしとるか、その点を答弁いただきます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 香西議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、管理状況についてですが、防犯灯は夜間の犯罪を防止し、市民が安全で安心して通行ができるよう電力柱を主に、現在市内に3,600基余り設置をしています。

管理については、市内全域の広範囲に多数設置されているため、個々の点検はしておりません。球切れなどの不都合は、市民の皆さんからの通報によって対応しており、市内の電気工事店等に修繕、取りかえを工事を依頼して対応しているところであります。

それから、設置数ですが、現在それぞれの町で申し上げますと、阿波町が1,127基、市場町が784基、土成町が616基、吉野町が1,100基で、合計3,627基が設置をされております。

なお、年度中のものについては、ちょっと19年度だけしかわかりません。現在資料を持っておりませんので、ご理解をいただけたらと思いますが、19年度では設置箇所については23カ所において工事が終わっておりまして、18カ所については現在工事中ということで、41カ所、19年度ではお願いをしているところであります。

それから、新設、修繕の業者でございますが、これにつきましては、旧町からそれぞれやってきておったわけですが、現在市内の電気屋さん11社にお願いをして、そういった新設、修繕を行っているところであります。

以上です。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま答弁いただいた、これ市内でこれ3,627基、あるんですね、これ合計、全体で。

それで、私なぜこの年度別ってお尋ねしたかというのと、この3,627基の中には最近のものもあるし、これ30年、40年、それ以上たつところも、かなりこれあると思います、私これ実際に。私の近辺もあります。それ以上ですよ、30年、40年以上たつているところも。新しいのはいいのですが、これ機具というのは、現場もこれから見てもらうような質問もしますが、これ古くなると、赤さびになつるとし、機具が。それと、カバーがプラスチック製なんですわ、大体、ほとんど、多いですね、プラスチック。あれが雨とか、風、風雪、それとか空気中のごみ、また虫とかそういうふんですか、そういうように侵されて、非常にこれどす黒いんです、これ、はっきり言えば、暗い。ですから、この業者がほとんど私、これ思うんですが、球が切れたとを申し出れば、行政に、対応してくれます、新しいのに。果たしてこのカバーをウエスとか、ぞうきんなりで、いろんな洗剤もあるんですが、それで掃除をしてからやっておられるのか、そこら辺をお尋ねしたかったから、質問したんです。実際にこれあると思うんです、せつかく球かえても真っ黒。余り光が、100%光を発してないんです、実際、あるんです、これ。ですから、この11社ある業者にご足労っていうか、面倒かけるんですが、交換時に球を、新しいのに交換時にせめてカバーだけでも、その虫のふんとか、そういう、掃除っていうんですか、していただくような、お話ができるのであれば、やっていただきたいんです。

それともう一つは、もうどうしても、その機具も古くなっているところもあります。もちろんカバーも。あるんは、もうその古い順から、順番ですから、古い機具から年度別にでも、これは考えていただいて、予算も伴いますから、新しいのに交換をしてはどうかと、

私はこれ提案するものでございます。そこら辺の答弁もいただきます。

それと、これ総合計画、何回も言うんですが、この総合計画の作成に当たっても、とにかく住民の声をやっぱり大事にせないかんから、これアンケートをとったんですね、これ、アンケート。市内のこの防犯対策についての。これマイナス10点、プラス10点の評価しております。そしたら、阿波市の防犯対策というのか、そういう対策に、これ全部ひっくるめて、市民のこの環境、そういうひっくるめての環境に対する満足度、満足してありますか、してませんか、これマイナス0.4です。マイナスなんです、これ。満足しとるってのは8.9って、ずっと低いですがね、これ。満足してないというんです、これ。それは市内全体のそういう設置場所とか、いろんなこれ通学路もあるんですが、そういうとこひっくるめて、判断した場合。市民の声なんです。したら、これからこの防犯対策について、これ対策ですかね、この計画、整備に当たって、どう思いますかって聞いてとんですね、どうやって。また、取り組んでほしいですかと、これうたわれとんです。それでまた、これが大事ですか、どうですかって聞いてるんですが、これやっぱり市の環境に対するこの重要度、大事であるっていう人が5.88あるんですよ、これ、プラス。それで、これアンケートの順番からいやあ、これ第3位です、これ。大事ですよと、こうアンケートの結果が出とんです。

でまた、市の重点政策では、特に力を入れてほしい政策についても、交通安全防犯体制の充実が、これ25.4って、これも4位です。これ4位に上がってます。

ですから、今もう質問したように、こういうこのパトロールでもやっていただいて、ここで言うても、これ今は全然その管理ができてないんでしょ、これ、やってないんですから、できるはずがないんで、これ。市民から、市民から声が出て、球が切れたら球が切れたと対応しておるんですから、それに対応した、今日まで。たら、これからは、一度このパトロールをやって、やっぱり現場を見ていただきたいんです、私、実は。話ではこれわからん。やっぱり現場を見たら一番ようわかるんで。一度、この点もどうですかね。特に、そういうパトロールやっていくという協議の上で、もし実施されるんだったら、特にこの小さいお子さん、通学路、特に優先順位つけて、これ、どこでも走ってもパトロール要りませんですから、本線もある、支線もある、小さな狭い道もあるし、通学路、この子供たちが通ってるこの通学路を優先的に、もしこのパトロールをやっていただける計画があればですよ、やっていただくような、これもお願いしときます。この点どうですか。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 香西議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、修繕、球の取りかえ時に清掃も含めて、業者に徹底をしたいと思います。あわせて掃除をしていただくように、それはやりたいと思います。

それから、今お話がありましたように、防犯灯を設置して、年数がたっている分については、ひよっとしたら、傘とか、傷んだる箇所があるかと思います。それも調査をして、順次計画的にそういったものに取り組んでいきたいと思います。

それから、防犯対策についてで、今アンケート等の内容によってお話をいただいたわけですが、この防犯灯を設置する場合は、それぞれ地域の人とか、議員とか、いろいろそういった要望があつて、担当課の方で調査をして設置をしていっているところではありますが、通学路は特に私たちも力を入れて、防犯対策に当たらなければいけないと思いますので、今全体を見て古くなった機具とか、いろいろありますので、そういったものも含めて、一度巡回といいますか、市内を担当の方でパトロールしてみたいと思います。それで、いろいろ調査をしてみたいと思いますので、悪いところがあれば、計画的に予算の範囲内であわせてそういう方向でしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 香西議員のご質問にお答えしたいと思います。

通学路の安全ということから、防犯灯についてでございますが、この防犯灯につきましては、特に中学校の方では生徒が危険な場所を学校の方に届けまして、その結果をまとめて私たちの方へ申し出があり、市当局の方で今まではつけていただいたり、修理をしていただいております。

なお、今後ともそれぞれの学校、あるいは私たちも含めて、防犯灯につきましては点検するなど、故障があれば早急に修理していただくようお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 防犯灯のこの整備については、確認したいんですが、この総合計画の中にも、夜間の通行、安全性確保と犯罪の未然防止のために防犯灯の整備を進めますと、こうとうてあるんですね。市民の防犯意識の高揚や自主的な地域安全活動の推

進、なおかつ防犯灯の整備を進めますとなっています、この計画性の中に。ですから、こういう私が今質問した内容は事故が起きてから、これ遅いんです、この物事っていうのは。起きる前にやっぱり対応していかんと、やっぱり後悔するわけなんですね。幾らお金で対処しても。ということは、事故が起きる前に、事前に、確かにあると思うんです、危険な場所、通学路にしても、水路にしても、防犯灯の関係にしても。そこを点検していただいて、事故を未然に防ぐという、何回もこの計画書にもうたわれとる。事前にしとかな、後からしたのではこれ何もならんと言うたら申しわけないんじゃないけど、先にこれ対処しとかなかったら。

最後にこれ、市長の答弁をいただいて、どうですかね。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 香西議員の再々問にお答えいたします。

この防犯灯は、危険防止ということもございまして、最も大事なことだと思っております。そういうことで、私どもは以前にも庁内で職員にもそういう話をしましたが、なかなか徹底ができておりませんので、今後は職員ともどもに全職員挙げて、あるいは業者の方にも協力を願って、これの整備を促進してまいりたいと。そして、地域の方々の安心・安全の通学路、あるいは道路管理をしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 以上で17番香西和好の一般質問を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で17番香西和好君の一般質問は終了をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番武田矯君の一般質問を許可いたします。

武田矯君。

○14番（武田 矯君） 議長が許可をくれましたので、これから通告に従いまして一般質問を行います。

3つに分けて、まず第1に水道事業について、水道水の安定供給についてどう取り組ん

でいくか。漏水対策について。

2つ目といたしまして、格差について。1番、農業振興施策についてどのように考えているか。2つ目で臨時職員、パート職員の待遇改善について。

3番目には環境について。CO<sub>2</sub>対策の取り組みなどについて。

3つに分けて行います。

それでは、水道事業について、漏水と供給の安定と2つに分けて行いますが、水道の効率と申しますか、余りにも効率が悪い。60%台から70%台と。その点と、水圧の高いところと低いところとのバランスと申しますか、減圧弁について、その2つを重点的に質問いたします。

ご承知のように、阿波市は水源地も各旧市町村で、1カ所のところもあり、何カ所かあるところもあり、そこで私、お尋ねしたいのは、阿波町では岩津から小倉の配水池まで上げて、そこから送っております。かなり高いところでございまして、また最近、その水道水が足りない。夏場の需要期とか足らないと、そういうこともありまして、今度水槽は2つありますが、それにまだ足りないために、ここ二、三年のうちにもう一つしたいと、そういう声も聞きましたので、まず第1に、今の水道の効率をもう少し点検して、60%や70%で余りもったいないのではないかと。発電所の話聞いても、85%の水のロスが15%、それで水道水も80%や85%の効率にできるのではないかと考えたわけでございまして、その対策として、どういうふうに維持管理しているのか。また、古い管は直しているそうではございますが、やはり私思うのに、水というものは圧力によって漏水も関係いたします。

そこで、減圧弁をつける場所は減圧弁をつけ、またそうすることによって圧力のないところへこの減圧弁をつけることで圧力ができると。一石二鳥の対策ができるのではないかと考えております。

そこで、1つとして、この1番の供給の安全対策と申しますか、そういうことについて1つと、それと漏水についてどのように検査し、またそれをできるだけ漏水のない事業をしているのか。その2点についてお伺いいたします。

そこでまず、阿波市の中で、減圧弁がどこどこについておるのか。また、つけるべきところがあれば、つけてもらいたい。この60%から70%の阿波町は70%台、また市場町の方は60%台の効率と聞いておりますので、それについてどういう対策をして、私は80%、最低できるのではないかと申しておりますので、その点についてご説明願いま



す。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 武田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられております水道の有収率でございますが、18年度で阿波市の有収率がちょっと下がっておりまして、67.9%でございます。この有収率を上げるためには、計画的漏水調査を行い、漏水の多い管路の布設がえや老朽管、管理のしにくい配水管の整備を行い、漏水を少なくして、効率のよい運営を行っていきたいと思います。

議員おっしゃられております小倉地区の小倉配水池の配水区域では、県道船戸切幡上板線付近から北の地域が水圧が低く、県道鳴門池田線付近から南が水圧の高い区域となっております。

小倉配水池付近の一部では、加圧して配水をしてしておりますが、水圧の低い地域が広範囲なため、改良ができていない状況であります。

また、水圧の高い地域では、重要な配水管が複数線あり、また末端の配水管が細く、減圧するには管路の整備を行わなければならないため、現在は減圧弁を設置しておりません。現在減圧弁を設置しておりますのは、阿波町の長峯配水池の区域と市場町の市場工区配水池の区域、それぞれ1カ所を設置しております。

これら問題を解決するためには、抜本的な配水の見直しを行わなければならないと考えております。

その他の町でも、同じような状況があるため、現在行っている老朽管の更新事業も含めまして、将来の配水の見直しについて対応できるような事業を進めてまいりたいと考えております。

それと、老朽対策でございますが、現在行っております緊急的な漏水調査のほかに、計画的に年次別に漏水調査を実施するとともに、老朽管の更新を進めると、そういうふうなことで漏水対策と有収率の向上に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 再問いたします。

今の答えでいきますと、直すと、これを工事で改良すると言いますが、広範囲でありまして、いつできるのか、いつごろこれができるのか、具体的なことは私の脳裏に伝わってこないように思うのでございますので、私はここ二、三年のうちに排水路でない貯水池を

こしらえて、水が足らん場合には、足らんためか、ほういう計画をしているそうでございますが、その計画も足らなければ、どうしてもせないけれども、それより先に、まず今の施設の有効利用と申しますか、その効率を上げた暁に、またどうしてもせないかんことはしてもらいたいと、そういう気持ちでございますので、その最低80%ぐらいの効率は、私はできるのでないかと思っておりますので、その点についてお答え願います。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 武田議員の再問にお答えさせていただきます。

阿波市において、老朽管がまた非常に多いということで、各地においていろいろ既設の配水管が裂けたり、継ぎ手が外れたりしております。これにつきましては、VP管の古い分について、材質による経年経過、それとか、古いので焼き込みとか、焼き曲げとか、それにひびがいったの破損と、それと管に砂巻きをしていないところがあります。そういうふうなので、古い分について直接管に砂が当たり、石が当たり、振動により破裂と、そういうふうなのが主な原因でございますので、そういうふうな箇所について布設がえを計画的にしていきたいと思えます。

それと、さっきも申しましたが、計画的に漏水調査をいたしまして、それで最終的に有収率の向上を図っていききたいと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 最後の質問でございますが、これはやはり効率を上げるということは大事なことで、私は思っております。

そこで、順次仕事を、この改良をすると、効率を上げるとおっしゃっておりますが、大体いつごろまでにできるか、その点がわからないので、わかる範囲内で結構でございますが、何年後には効率が上がるように、80%台にできるのかできないのか、それを1つ、もう再々質問で最後でございますので、わかった範囲内でお願いします。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 平成8年度、平成13年度、平成18年度と、合併前の4町の平均、今の阿波市の平均ですが、それを見ても、大体平成8年度で74%台、平成13年度で75%台と、そういうふうな推移できております。

それで、再三申しますが、老朽管というのが非常にまた多いということで、計画的に毎年予算化して、更新事業をやっておりますので、なるべく早い段階で5年前、10年前の

数字にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 私は、これはもう答えは要りませんが、私の意見として最後に理事者の皆様をお願いしておきたいと思います。

この水道というものは、夏も春も秋も冬も大体使う量が変動が少ないものでございます。これも資源の一つでございます。北岸用水の水は、夏は多く使い、冬は少ないと、そういう関係で、私もこの資源を利用したらいいと思ひまして、私の考えでございますが、水の、飲料水の水質に関係ないのであれば、減圧弁は高いと、そしたら一石二鳥か、一石三鳥になるかと思ひまして、減圧弁のかわりに発電機を入れたらどうかという案も私の頭の中には浮かんでおる。そういう点も、まず理事者も考えてみてもらうたらと、私は考えております。それは専門の者に尋ねて、水質が悪くなければ、この太い管の中に減圧弁のかわりに発電機を入れてしたら、私の考えでございますので、これをもちまして私、この水道のことは終わらせていただきます。

次に、格差について、これを2つに分けて、農業振興政策と臨時職員と一緒に質問いたしますが、2つに分けます。

私もこの農業振興対策については、再三言っただけでしたが、もうこれを最後にして、精いっぱいのことを質問したいと思っております。

ご承知のように、この農業政策は昔は水を治める者は国を治めるという治水難の問題は面倒かったけど、今は農を治める者は国を治めるというぐらい、農業は政策は面倒いと、なかなか世界的なこともあり、日本だけではないかん、地球規模の問題になってまいりますが、それでも農業が衰退したら、環境がつぶれる、環境が悪くなる。環境が悪くなれば、今政府はやかましく言うております。地球温暖化、それにも影響いたしてます。

環境の産業でございますが、農業はやはり地球温暖化にも、私は貢献している産業であると思っております。

そこで、阿波市は山も、70%が山、30%は平地でございますが、冬場のこの4,000町歩ある耕地は大半が遊んでおります。

そこで、いろいろと野菜とか、なにをしておりますが、手間のかかるので、野菜で全部埋めると、冬の作を埋めるということは不可能でございますので、何か埋めるものはないかと、私も再三この質問で何回も言いましたが、今世界の小麦とか、いろいろな状態が変

わってきております。オーストラリアでは3倍に農家がはね上がって、値段も上がっておるそうでございますが、お隣の中国も、またいろいろな問題で食の供給が日本に対して輸出が減っております。

そこで、日本の食糧事情は40%にも満たない、大方が外国に、輸入に依存していつておる状態でございますので、今国や県でも農業に対して補助金を出しておりますが、20年度は大分認定農業者も入りやすくなっているそうでございます。

そこで、私もこれ、農協、阿波町農協からパンフレットをもらったんでございますが、「見直しのここがポイント」と書いて、「意欲がある人はだれでも参加できます」と。「認定農業者も集落営農組織も、市町村が認めれば、面積に関係なく参加できます」と、そういうことがうたわれております。昔は65歳ですか、以上は、認定農業者になれない。今はその年齢も撤廃いたしました。それから、面積も何ぼでなければいかんということも撤廃するそうでございますので、私はこの際、この休んでいる土地に認定農業者に希望者は、だんだんあります。小倉の方にも補助金がもらえれば、認定農業者にならなければ補助金がもらえないと、私はそれにはちょっと違和感を感じております。認定農業者だけが農業者、農業でない、この以外の方が足したら多いのでございますので、これには不賛成でございますが、法治国家ですので、1人や2人がそんなことを言うたって、法律が変わるものでなし、今のところ認定農業者でなければ麦をつくっても、できないということになっておりますので、この文章から見たら、その減反を達成しなくてもできるようなことを書いてありますので、部長、これに対してお答えを願います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、冬作物ということで、ほとんど遊休農地ということで遊ばれております。有効に利用されてはどうかというご質問であったように思います。

私の手元に、実は徳島ブランド戦略課、県庁でございますが、そこからいただいております、きょう昼にいただいた資料でございますが、水田経営所得安定対策ということで、冬作における麦の奨励金の制度についてということで、担当から指導をいただいたわけなんです。まず加入要件、加入する要件といたしまして、やっぱり認定農業者でなければならぬと。それと、それ以降に4項目ほどありますが、その要件のいずれかに該当した場合に、そういう奨励金の対象になりますということ聞いております。

その内容についてご説明申し上げますと、まず1番、経営面積が2.6ヘクタール以

上、もしくは稲作転換の達成者。その次には、農業所得、これにつきましては250万円以上の所得があった方につきましては、10アール当たり約3万3,000円の奨励金がつくというふう聞いております。

この認定農業者は、今現在522名の方が認定をされております。だんだん多くなっておるわけですが、この所得制限が500万円ということで、今現在認定要件の中で500万円という基準があるわけですが、これも実は県の方も緩和をするようでございます。

阿波市の認定の協議会におきましても、先般何回となく協議をいたしておるわけですが、できたら、これを320万円程度に下げるといふ検討をいたしております。

それと、現実に麦作が皆さんに認知され、同意がなされ、面積がふえれば一番いいわけですが、現実問題としては、所得が現実に上がらないと。こういう奨励金をいただいても、なかなか上がらないということがあつてございます。

それで、どうしてもやっぱり現実に作物を作付する場合には、レタスであったり、ブロッコリーと、そっちの方にいくわけですが、阿波市といたしましても、できるだけ自給率が低い、特に小麦、パン類等につきましては、ほとんど輸入という形のようにございます。

農水省においても、その39%の自給率にかんがみまして、今後大きな転換期が来ると、そのように考えております。新しい施策が20年度から始まるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） この2番目の問題で、臨時職員、これちょっと言い忘れたけど、今言う今度再質問になるんですか。

それなら、もう仕方がないので、農業問題と、この臨時職員とを一緒にして再質問いたします。

臨時職員、パート職員の待遇改善について再質問いたします。

私は、この臨時職員、正職員、阿波市で臨時職員が250名と聞いておりますが、それについて各課別に、例えば給食、保育所、それから小・中学校の用務員と、また老人ホーム、部署別で何人いるか、またこの臨時職員が保育所は6カ月で契約をし直している。ま

た、給食とか、庁舎の中における臨時職員はどういう契約をしておるのか。数と契約についてもちょっとお答え願います。

それと、農業の再質問でございますが、振興策として、私は減反もしておりません。皆小倉辺の皆減反しておりません、もうはっきり言うて。そこで、美馬農業協同組合の方へ預けて補助金をもらっております。ことしは1俵に3,800円ぐらい、まだ金はもらってないけど、3月中にくれるという段取りではおりますが、仮に阿波市で生産調整しなかったら、これ麦というものは冬作でございます。夏作でございませぬ。それに生産調整が絡むということは理屈に合わんと、私は思っておりますので、もし生産調整して、できない人が麦をしたいとする人があったら、市の方でそのかわりをしてくれるというか、そういうことについて、市長の意見といたしますか、答えをお願いいたします。

その2点について再質問いたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 臨時職員の採用状況についてご説明いたしたいと思ひます。

3月3日現在であります。総数で臨時職員138名と、嘱託が49名で187名となっております。

内容につきましては、保育士、保育所ですが84名、それから保育の補助員で3名、保育所の調理員で16名、老人ホームの調理員で2名、老人ホーム介護員で1名、じんかい作業員で7名、児童更生補助員で1名、計114名です。

それから、嘱託では、児童クラブ指導員が6名、介護支援専門員が10名、家庭相談員が2名、母子自立支援員が1名、児童更生員が6名、人権会館管理が4名、小計で29名、合わせて市長部局で143名であります。

教育委員会部局であります、幼稚園教諭が14名、学校給食調理員が9名、学校用務員が1名、小計で24名。

また、嘱託では、学力向上指導員として3名、学校助教員として3名、英語指導講師として5名、社会教育指導員1名、総合コーディネーター1名、法務指導員1名、適応指導教室指導員1名、青少年センター指導員1名、ALTで4名、小計で20名、合わせますと44名ということになります。

合わせて187名ということになります。

それから、臨時の任用でございますが、任用期間は6カ月ごとです。それで1年と。

それから、嘱託につきましては、任用期間が1年以内と、5年以内で更新可能というこ

とになっております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ちょっと予測してなかったご質問でありまして、冬場に作付る麦を夏作の部分での転作の奨励金として市が肩がわりできないかというようなご質問であったように思いますが、先ほど議員も申されておりましたとおり、40年前に日本の食糧自給率が70%あった。それで、一昨年でありましたか、40%を割り込んで39%、そのところで、実は2月5日の新聞記事がございまして、農水省においては、これは2015年まで9年間、9年先でございまして、2015年までには食の安全・安心を図るために、この自給率を45%に上げたいというふうな新聞記事が載っておりました。

先ほども申し上げましたように、いろんな諸般の農業情勢がこれから変わっていくと、国の施策が大きく変わる時期というふうにも考えております。そういうような国の施策を平成20年度見ながら、いろんな角度、観点で、そういう問題、もろもろともに、関係者、農協ともども協議をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 武田議員の質問にお答えいたします。

今ご質問ございましたように、夏場の米作と同じように転作の扱いはできないかと、市単独でもできないかということでございまして、これは非常に難しい、このように考えてます。なお、よく研究はしてみますが、やはり国の制度と全く違うことをやるということは非常に難しい、できないと思います。よく勉強してみます。

以上です。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 再々質問、最後の質問を行います。

この農業振興というもの、次の3番目の環境、また、これを済んでから言うのでございますが、環境と重なるわけございまして、農業のこの産業といいますか、植物は酸素を出して炭素を吸うと。今の炭酸ガス、CO<sub>2</sub>というのは、あれ炭酸ガスでございまして、この政策に貢献しているといいますか、そういう農業、産業でございまして、今国がいろいろ考えておる取引の、二酸化炭素の取引、ある国は何ぼでも工業が少ないところは、その工業の盛んな二酸化炭素をしているところへ売れると。そして、それを買った場合に

は、二酸化炭素を多く出してもいけると、そういう国と国との、世界の国がこれから取引すると、そういうような時代になっておりますので、農業もそういうことをいたしますと、国から100円もろうて、2円かそこらの金か取れん。農業に投資したら損じゃという国の考え方は間違っているのではないかと。この外国でさえ、金を出して権利を、CO<sub>2</sub>出してもええという、企業が権利を買くと、そういうことになれば、農業にもそういうことが適用できるのではないかと、私は考えております。

そこで、もう答えは、再三問なのでどっちでもよろしい。けれども、私の考えはそういう考えでございます。

そこで、その考えについて、答えてくれれば答え聞きますし、答えてくれな、それでよろしいけん、副市長、ちょっと。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 武田議員の質問は、二酸化炭素、その国際的な売り買いができるかどうかということなんですが、工業部門、あるいは森林部門では二酸化炭素、地球の発生する二酸化炭素が決まっていますので、そいつを抑制するために売り買いやってくるわけですね。で、農業部門でそれができないかというのは、本当申しわけないんですが、勉強不足で、農業部でできるかどうかというのはちょっと勉強もう少ししたいと思っています。ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） それでは、もうこの2番目は質問を終わります。

次に、3番目の環境について。

CO<sub>2</sub>対策の取り組みなどについて質問いたします。

私もちょっと本を読んで、それはちょっと、1日に呼吸する1人、炭酸ガスの量は900グラムと。それで、その中で炭素は245グラムと本に書いてありました。私なりに1年間は365掛けると89キロぐらいの、人間1人が炭素を吐き出しておると。言うたら、仮に百姓の農産物で植物を100度Cで乾燥し、固形、または乾物という。さらに、これを燃焼すると、大部分がガス体となり、飛散、僅少の灰が残る。ガス体となり、飛散するものを有機物という、灰は無機物という、本に書いてあるもので、私まとめたのでございますが、その固形物は乾いたものでございます。有機物と無機物になりますが、これ合わせますと田んぼに3石のお米をとりますと、大体米は15俵、2斗袋で15俵で、30キロで450キロです。それと、籾があるので、約500キロ。それで、わらがこの



掛け目が同じだそうでございます。穀物とわらとが。そしたら1,000キロとれると。それは乾いたものです。わらも、はでにかけて昔は乾かす。1,000キロの中に半分の炭酸ガスがあるそうでございます、植物にも。木も一緒ですけど。そうすると、1反に500キロの炭酸ガスがあると。そしたら、人間は1年間に吸うのが約89キロ、約100キロと、この炭酸ガスを出すそうでございます。それで、ほの稲は酸素を吸うて、炭酸ガスを出す。いやあ、吸うと。そういうことになりますと、人間と植物は相関関係と申しますか、切っても切れない状態でございますので、農業、田んぼつくるのは農業でございます。それで、人類と農業とは切っても切れない関係にあると、そういう観点からいきますと、この阿波町は山林も多くある。また、資源、水の資源もあり、いろいろな資源を利用して、国に貢献できる阿波市も、私は市でないかと考えております。そういう観点から、この阿波市の理事者としても、それに目をつけて、いろいろと発想を起こしてもらいたいと思いますので、それについてお答え願います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、事前に通告をいただいておりますCO<sub>2</sub>対策の取り組み等についてということでございますが、近年の産業活動が世界じゅうで活発になるにつれまして、温室効果ガスの中で、特に二酸化炭素の排出量がふえております。現在、地球温暖化は、大気中にある二酸化炭素が温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられております。この二酸化炭素の濃度を今以上に増加させないことが課題だと思います。二酸化炭素を大気中に放出しない、そして取り除くことも必要になってきております。

先ほど武田議員も申されましたように、植物には太陽のエネルギーを利用し、二酸化炭素を有機物として蓄え、山林につきましても、大気中の二酸化炭素を吸収して、幹や枝などに蓄え、成長します。CO<sub>2</sub>の吸収源として今森林が重要視をされております。特に、森林の地球温暖化防止の役割は重要な役割を担っております。

阿波市には、約1万ヘクタールの森林面積があります。これらの保全機能を十分に今後発揮をさせるために、森林の育成、公的な場所への植樹等、緑化の推進、森林に関する教育学習などを推進していきたい、そのように考えております。

なお、この植林計画でございますが、本年度におきましても、24ヘクタール、植林を計画いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 阿波市は、いろいろと私も資源を利用せえ、利用せえと、よく言いましたが、費用対効果、いろいろと言われて、空鉄砲に終わっておりますが、私もこの問題について理屈に合わんということは言っておらないつもりで言うておりますが、いろいろと経済が伴わなければ何もできないというのでございますが、これ考えようによれば、例えば食糧、安い食糧を外国から買って、そして産業ばっかし言うて、この食糧が毒であれば、ただでも要らん。銭買ってでも、銭出してでも、この毒は買えないものでございます。

また、日本の製品が健康のためにええと、そういうことであれば、外国の何倍出してでも、病気になった思いすれば安いもんでございます。

そこで、人は考えようでございまして、もうこれは答えは要りませんので、私は意見として申し上げますが、そういう発想といたしますか、大風に粉をまいたといたしますか、ほういう人間もあってしかるべきでないかと、これからの人間は。大河ドラマの篤姫みたいに、殿さんだろうが、上の人だろうが、我がの意見をどんどん言うて、そういう時代に来ると、私は思っておりますので、時の為政者の方々も、私意見するようでございますが、これは必要なんでないかと、これからの発想が。そして、人の先取りという、時代の先取りといたしますか、こういう役場の職員もようけ出ることによって、発展もし、また衰退もすると。逆に考えれば、そういう時代になっておると思っておりますので、私の意見が通らななくても、いつかは死んだ後で通るかもわからないと思っておりますので、私は質問しておりますので、もうこれで私の質問は終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で14番武田矯君の一般質問は終了をいたしました。

~~~~~

日程第2 議案第 1号 平成19年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

議案第 2号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第 3号 平成19年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第 4号 平成20年度阿波市一般会計予算について

議案第 5号 平成20年度阿波市御所財産区特別会計予算について

議案第 6号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

- 議案第 7号 平成20年度阿波市老人保健特別会計について
- 議案第 8号 平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成20年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成20年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成20年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 議案第13号 平成20年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成20年度阿波市水道事業会計予算について
- 議案第15号 阿波市行政組織条例の一部改正について
- 議案第16号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 市長及び副市長の給与条例及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第22号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第23号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 低開発地域工業開発地区の指定に伴う市税課税免除に関する条例の廃止について
- 議案第25号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ

いて

議案第 26 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

議案第 27 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について

議案第 28 号 阿波市共同作業所の設置条例について

議案第 29 号 阿波市保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第 30 号 阿波健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改
正について

議案第 31 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条
例の一部改正について

議案第 32 号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について

議案第 33 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて

議案第 34 号 阿波市立学校設置条例の全部改正について

議案第 35 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について

議案第 36 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について

議案第 37 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 2 工区）変更請負
契約の締結について

議案第 38 号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第 3 工区）変更請負
契約の締結について

議案第 39 号 阿波市道路線の認定について

議案第 40 号 阿波市道路線の変更について

○議長（三木康弘君） 次に、日程第 2、議案第 1 号から議案第 40 号までを一括議題と
いたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いた
します。

ただいま議題になっております議案第 1 号から議案第 40 号までについては、会議規則
第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの
所管の常任委員会に付託をいたします。各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市
議会定例会日程割に、日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査され

ますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了をいたしました。

次回の日程を報告いたします。

11日午前10時より総務常任委員会、12日午前10時より文教厚生常任委員会、13日午前10時より産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は19日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時18分 散会